

第 4-2 章 河川

4-2-1. 河川の景観形成の基本的な考え方

河川景観とは、地形、地質、気候、植生等様々な自然環境や人間の活動、それらの時間的・空間的な関係や相互作用、そしてその履歴等も含んだ環境の総合的な姿として考えるべきものです。

河川景観を形成・保全するには次の点に配慮することが重要です。

- ・ 景観の成り立ちを読む
- ・ 自然を基調とする
- ・ 微地形や水の流れを尊重する
- ・ 水や物質の循環をかたちづくる
- ・ 変化を許容する
- ・ 治水・利水のシステムを支える
- ・ 地域の歴史・風土に根ざしたものとする
- ・ 暮らしの中に水を意識する



写真 4.2.1 自然景観を損なわないように配慮した河川整備

富士山を背景に桜並木が続く優れた自然景観を損なわないように配慮した河川整備

※参考文献 4-2-2 より (忍野村・新名庄川)

(1) 景観に配慮した川づくりは地域資源の可能性を広げる

本県ではこれまでに大きな水害に遭い、降った雨を早く下流へ流すことに河川整備の重きがおかれてきました。平成9年、環境の整備と保全を加えた河川法に改正され、河川整備にあたっては自然環境の保全と創出、歴史や文化に配慮することが必要となっています。河川空間（水の上）は工作物等がなく視線が抜けるところが多いため、極めて良好な視線軸が得られます。

水面のほitoriというのは、いつでも視点になり得ると考えて整備・保全することが大切です。更に、「安全な川」、「気持ちのいい川」ということを人が認識できることが川の親水整備では、非常に重要なこととなります。

例えば、階段があるだけで水に近づけると言うことが見て取れ、実際に階段を使わなくともその景観から親水性が高まり、人を大切にしているということが伝わります。

安全性・利便性・経済性・環境性に加えて景観に配慮することは、人が大切にされた、美しいまちづくりにつながることであり、地域に愛着が根付くこととともに、有用な地域資源としての可能性も広がることとなります。



写真 4.2.2 地域住民の参加による景観に配慮した川づくり

地域住民の参加による川づくり懇談会の実施や小学校との連携による多自然川づくり

※参考文献 4-2-2 より（笛吹市・渋川）

（2）地域の歴史・風土に根ざしたものとする

それぞれの地域において、地域特有の人々と河川との関わりが生まれ、長い年月をかけてその地域の歴史や風土がかたちづくられてきています。それぞれの河川景観は、こうした**地域の歴史性・文化性が色濃く反映**されたものであり、これら歴史的景観を保全するとともに、地域の歴史や風土に根ざした景観形成を行うことにより、その地域を流れる河川らしさを醸し出すことが大切です。河川は自然の造形とは言え、ダム、堤防や用水路等、人間が長い時間をかけてつくり上げ、親しまれてきた治水や利水の仕組みが、現在の景観を形成している面もあります。そのような、川の背後にある歴史・文化を川づくりに活かすことで地域の魅力を引き出すことにもつながります。

例えば、かつて水運で栄えた鰍沢周辺では、その名残を残す施設などを川づくりに活かすことで、新たな地域資源の創造にもつながります。

河川の景観形成は、その流域に適した治水・利水における仕組みの機能美や既存の建造物の美しさを活かし、自然環境や周辺の景観に調和していくことが大切です。



写真 4.2.3 戦国時代から続く治水システム

甲府盆地全体が洪水流に襲われないように、御勅使川・釜無川の流路安定を図るため、戦国時代に構築された治水・利水システムが現代も機能している。

※参考文献 4-2-3 より（甲斐市・信玄堤）



写真 4.2.4 鰍沢の舟運

※写真提供：富士川町（原国雄氏蔵）

(3) 景観形成をトータルに考える

河川施設を一つの機能として考えるだけではなく、**他の公共施設と一緒に考える**ことで、新たな地域の魅力の創出や、河川施設に不足している内容を補完することにつながるようなこともあります。

そのために、行政機関や施設分野を超えた積極的な連携が大切です。

また、河川は、縦断的に連続性を有する構造であることから、事業を行う箇所のみを考えるのではなく、上下流も含めた一体性なども考慮する必要があります。

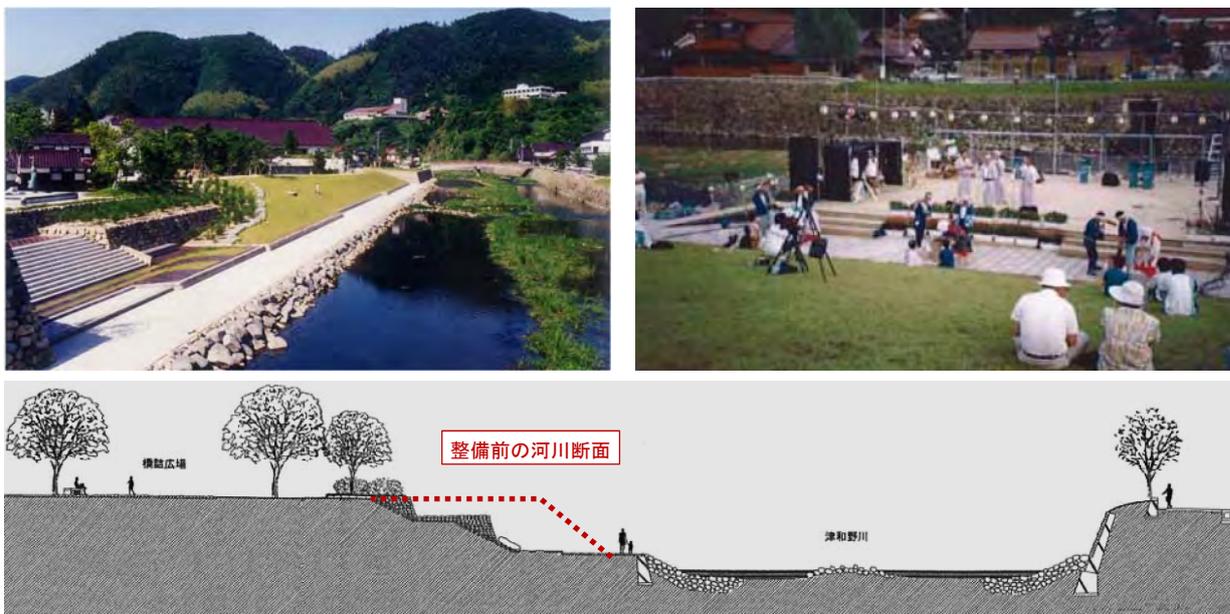


写真 4.2.5 / 図 4.2.1 堤内側に引き込んだ広場を設けた河川
通常の河川区域内の概念にとられず、まちの中へ河川空間を引込み、川沿いにおける憩いのスペースが創出された。
※参考文献 4-2-3 に一部加筆（島根・津和野川）

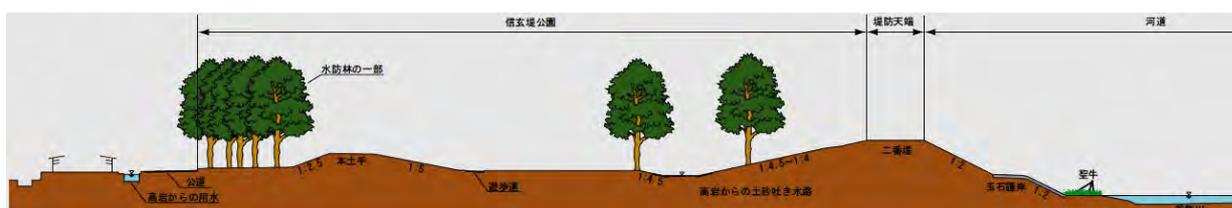


写真 4.2.6 / 図 4.2.2 河川空間を利用した公園
本土手と二番堤との間に整備された公園であり、公園内の水は、高岩から取水した用水の土砂吐き水路として設けられていた水路が活用されている。

※参考文献 4-2-3（甲斐市・信玄堤公園）

事例紹介

堤防再構築における河川区域の拡大 (東京・隅田川)

耐震性向上を目的とした堤防の再構築にあたって、親水性を向上させるテラスが設置されたほか、河川区

↓

写真 4.2.7 親水テラス

れました。

整備前



整備後



写真 4.2.8 地区全景

許諾確認中

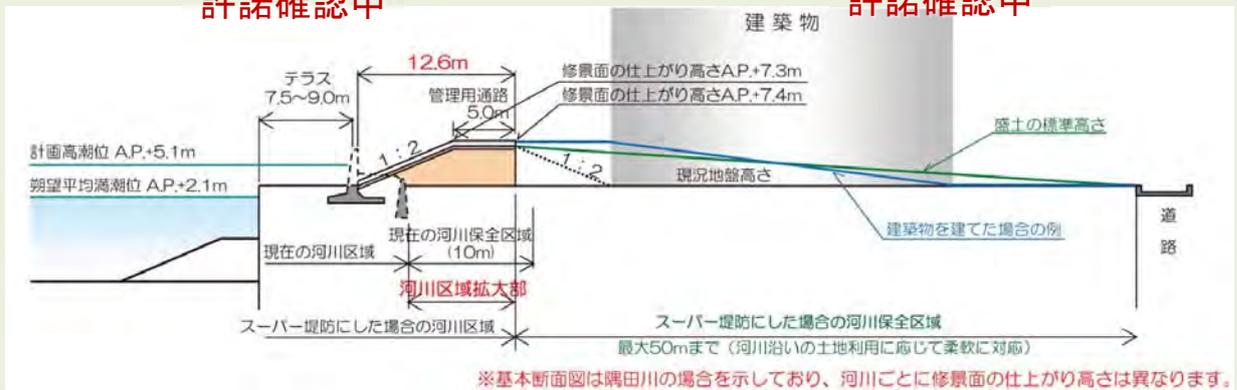


図 4.2.4 断面図

※資料提供：東京都

(4) 景観の成り立ちを読み自然を基調とする

河川は、流域の地形、地質、気象等の自然条件やそこに棲む生物や人間の営み等、様々な要因が絡み、長い年月をかけて、現在の姿を形成してきています。

河川景観を考えるには、新たな創造よりも、その河川の風景の成り立ちの理解がまず大切となります。

河川は、もともと自然の造形です。河川の美しさの根幹をなすものは、自然の地形、自然の水流、自然の生命の美しさであり、それらが季節や気候により移り変わる姿です。そして、河川に生息・生育する多様な生物は、河川景観の美しさを際立たせています。この多様な生物の生息環境及び生育環境を保全し、周辺の景観との調和に配慮することが大切です。(多自然川づくりなど)

河川は、水の流れによって瀬や淵をはじめとする多様な河川地形を形成していること、また、その流れや地形が常に変化していることであり、この多様性、変化が美しさを伴っています。

河川景観を考えるにあたってはこうした自然の河川の形態を知り、それを尊重することが大切です。

こうしたことから人工施設を極力少なくするため、例えば可能な限り治水機能を分散させることにより、施設規模を小さくさせることが大切です。(流域の治水機能の回復、遊水池・調整池等の新たな水辺空間の創出など) 河川の流れは長い年月をかけて浸食、運搬、堆積を繰り返しています。

また、ひとたび洪水になれば河川の地形や植生は大きく攪拌され、流路を一変することすらあります。したがって、河川景観は絶えず変化するものであり、変化を前提とし、変化を許容することが大切です。



写真 4.2.9 多自然川づくり
(忍野村・新名庄川)

昔ながらの景観を損なわないよう、木の杭で川岸の浸食を守る木柵工法が採用された。

新名庄川の水源は湧水のため、水量変化が少なく、大規模な治水工事がなかったことも工法選択の参考となった。これによって、水生生物や貴重な植物の宝庫ともなっている。

レッドデータブックの「準絶滅危惧種」に指定されている単子葉植物の一種「ミクリ」が自生、絶滅の危機から守られた。



写真 4.2.10 多自然川づくり
ピオトープ、親水公園



写真 4.2.11 親水性を高める高水敷整備
河積確保のための河床掘削において、ホタルの生息に配慮して、流速を抑える水路の蛇行、高水敷などが行われた。

※参考文献 4-2-2 より (山口・一の坂川)

※参考文献 4-2-5 より (笛吹市・渋川)

（5）本物を目指す

河川は自然の変動の上に成り立っているものなので、（4）でも記述したとおり、河川景観を考える際には、自然を尊重し、基調とすることが大切です。言い換えれば、河川景観における本物とは自然とも言えます。

また、本県の河川は治水と利水の歴史と言ってもよく、県内全域に古い施設が残されています。それらは、つくられた当時の技術、材料を用いた歴史的価値の高い本物です。

河川景観を形成・保全する際にはそうした施設や材料を可能な限り活用したり再利用することが大切です。



写真 4.2.12 石積み護岸

御勅使川の釜無川合流部の信玄堤では、複数の構造物を設置して、それぞれの機能を連携させる治水・利水システムが構築されている。御勅使川の河道安定を図るための扇頂部には、流路の移動を抑えるための「石積み出し」がある。

※参考文献 4-2-3 より（甲斐市・御勅使川 信玄堤）



写真 4.2.13 伝統的な治水工法（聖牛）

合掌木の形状が牛に似ていることより名付けられ、奈良朝より用いられている。牛は、杭打ちが不可能な砂利または玉石河床の水制、根固めに適すると言われている。枠工が砂利を詰めるのに対して、蛇籠によって押さえる所が異なる。

※参考文献 4-2-1 より（甲斐市・釜無川 信玄堤）

（6）景観的配慮は事業の構想段階から考える

（4）でも述べているとおり、河川は、もともと自然の造形であることが特徴の一つです。河川の美しさは、自然の地形、自然の水流、自然の生命であり、その河川景観を考える際は事業の構想段階から考える必要があります。

また、河川管理資料などに河川ごとの景観形成方針などを記録しておくことで、隣接構造物との景観形成（デザイン）方針の一貫性を保つとともに、構想・計画段階、設計段階、施工段階での景観形成（デザイン）の方針が維持管理・活用段階まで引き継がれるようにしていくことが大切です。



写真 4.2.14 市民との協働による計画策定・管理

市民との協働による河川改修計画の策定、景観検討、および施工段階での景観検討共有

※写真提供：【左】伊藤和彦氏、【右】九州大学、（福岡・遠賀川）



(7) 暮らしの中に河川が存在することを意識する

河川は、地域住民にとって親しみやすい身近な自然空間です。美しい河川景観を形成・保全するにあたっては、人と河川との豊かな関係を築き、水辺に人の姿がみられ、暮らしの中で常に河川を意識していくようなかたちが大切です。

そのための、**河川を軸とした流域における連携、多様な主体による協力関係・提携**（パートナーシップ）、合意形成に向けた取り組み等の「景観形成の仕組みづくり」を図ることが必要です。



写真 4.2.15 水辺のオープンカフェ

河川敷地占用許可準則に関する特例措置適用区域の指定にもとづく社会実験として、常設店舗が設置され、賑わいが創出されている。
※参考文献 4-2-1 より（広島・京橋川）



写真 4.2.16 遊歩道の整備

河道拡幅に伴い低水護岸が整備され、遊歩道として利用されている。また、右岸（写真左）には親水水路が設置されている。
※参考文献 4-2-3 より（京都・鴨川）



写真 4.2.17 河川に調和した街並みの誘導

古くからの閑静な住宅および屋敷林等を守るため、風致地区に指定された。これにより開発に規制がかけられ、景観保全が期待される。
※参考文献 4-2-1 より（兵庫・芦屋川）



写真 4.2.18 建築の誘導による段丘の景観保全

段丘の景観保全をはかるため、建築物等を建てる際の景観誘導等の指針が定められている。
※参考文献 4-2-1 より（東京・多摩川流域）

4-2-2. 構想・計画段階

河川景観の調査と計画を実施する際には、以下の手順を参考に、個々の河川の特性に応じて実施すること。

- ・ 河川景観を読む
- ・ 河川景観の目標を考える
- ・ 河川景観の形成と保全の方策を考える
- ・ 河川景観の形成と保全の方策を検証する

設定した目標像に対して、作りすぎないことが重要です。
自然の遷移にまかせることが、景観としても望ましいものとなります。



- 自然植生が進入できることで、**河川構造の安定**に繋がります。

写真 4.2.19 自然の遷移にまかせる

※写真提供：北海道（札幌・精進川）



- 必然性のある目標像を設定することで、地域の**整備の理解と協力**に繋がります。

写真 4.2.20 コンセプトの設定とその実現

※参考文献 4-2-3 より（島根・津和野川）

(1) 河川景観を読む

- ・河川景観の情調（全体的な雰囲気）をつかみ取り、何が大切なのかを言語化して表現すること
- ・その河川景観の成り立ちについて、自然や歴史・文化の視点から分析すること

河川景観を読むということは、「河川景観ガイドライン」に沿って、機械的に河川景観に関する情報を整理すれば良いというものではない。その河川の情調や魅力を、自らの五感を通じて発掘することが何よりも大切である。

その河川環境が現在は悪化し、景観が人工的で単調になっている場合でも、過去において良好であった景観を紐解いたり、河川周辺の公園等河川と連携できる施設を見つけたりすることで、その景観を良くするための手がかりを見つけることができる。

文献調査（現状の河川景観の把握、河川景観の履歴の把握）の後に現地調査（撮影地点の設定、撮影時期・時間帯の設定など）を行なうが、先に現地をみて状況を把握することが有効な場合もあるので、適宜フィードバックしながら、河川景観の特徴を把握します。

文献調査においては、成り立ちの調査、景観計画における位置付け、周辺公共施設との調整、河川活用事例、住民生活との関わり、生物の多様性が着眼点となります。

なお、詳細な調査方法は、河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」を参照しながら、実施すること。本ガイドラインでは、その概要を抜粋して示します。

この調査（文献および現地調査）結果を踏まえ、以下の項目について河川景観の特徴を整理します。

- ・河川景観の区分とその特徴の取りまとめ
- ・河川景観のポイントとなる場所とその特徴の取りまとめ

1) 河川景観の区分とその特徴の取りまとめ

現地調査と文献調査の結果から、河川景観の類似した区分を設定し、その区間にみられる一般的な河川景観について、河川景観の特徴、その河川景観が成立している要因等を整理します。

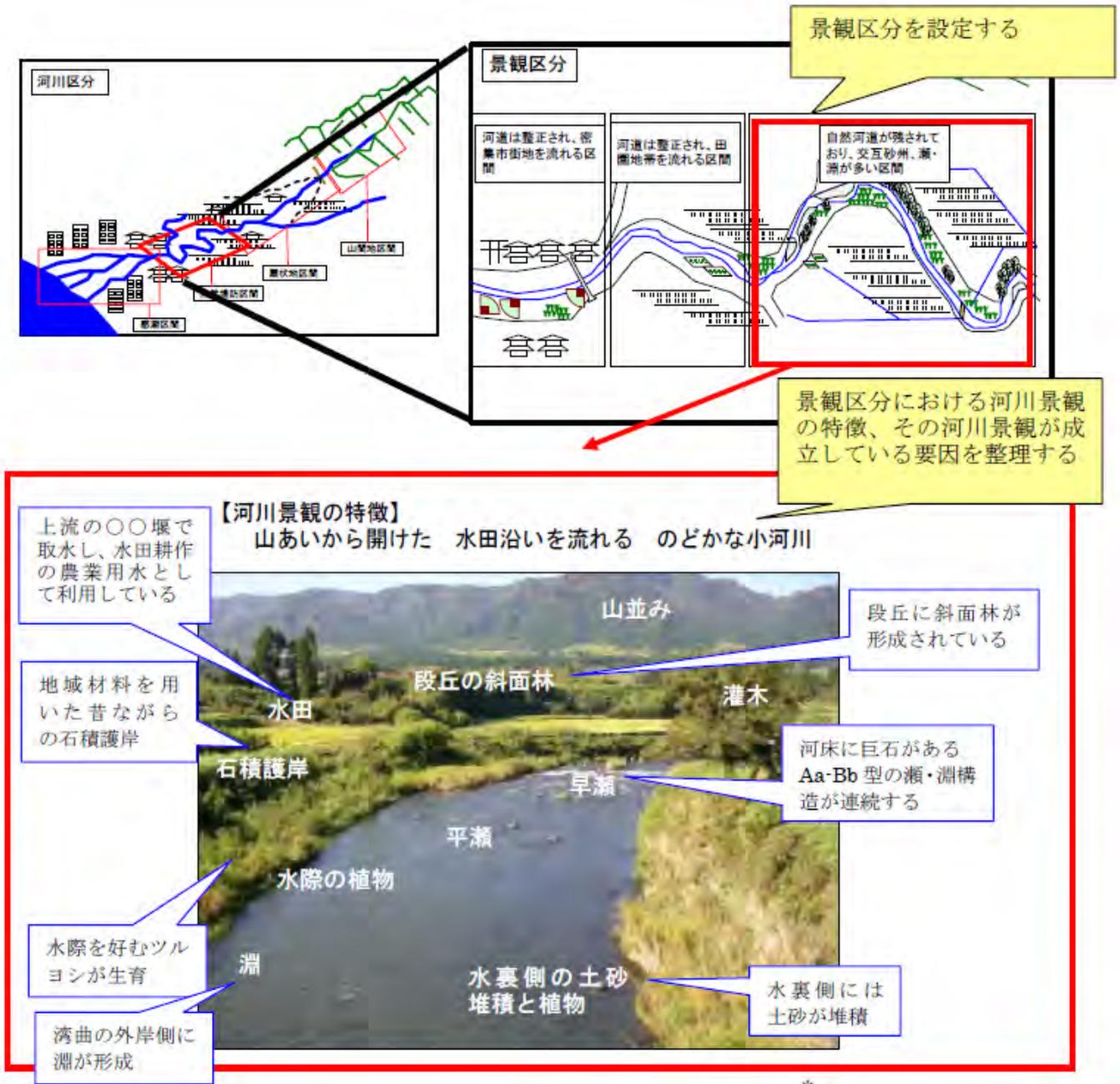


図 4.2.5 河川景観の区分とその特徴の取りまとめ
※参考文献 4-2-1 より

①河川景観の類似した区分（＝景観区分）の設定

現地調査で確認した河川景観の「情調」が変化する地点（河川景観の雰囲気が変わるところ）から、河川景観の類似した区分（＝景観区分）を設定します。

この景観区分の設定は、現地調査で確認した結果を基本として、文献調査で把握しておいた地形や土地利用を用いて説明するものであり、文献調査における地形や土地利用等の把握結果だけで河川景観を区分するものではありません。

河川景観は、たとえ同じような流程（＝河川区分）であっても、河川の規模や河川周辺の土地利用の状況によって異なっているので、現地調査と文献調査の結果をもとに、**河川の流程**、**河川の規模**、**河川周辺の土地利用等**をみながら、その河川景観の地域性を理解し、景観区分を設定することが必要です。



図 4.2.6 景観区分の設定
※参考文献 4-2-1 より

②河川景観の成立要因を考える（何が大切か、何が失われたか）

河川景観の類似した区間の中で、自然や歴史・文化等の河川景観の特徴の観点から、その河川の景観について、何が良好に維持され、何が変化してきたかを明らかにします。

河川景観の変化を明らかにするにあたっては、景観を構成する要素および河川と人々との関係について整理すると理解しやすい。

- (検討の視点の例)・**景観を構成する要素**：良好に維持されている景観要素
悪化したもしくは失われた景観要素
新たに創出されてきた景観要素
- ・**河川と人との関係**：過去から現在まで引き継がれてきた関係
悪化したもしくは失われた関係
新たに創出された良好な関係

景観を構成する要素については、まず、河道内、河川周辺、流域でのそれぞれの景観要素を把握します。次いで、何が要因で現在その景観要素が成立しているのか、歴史的な履歴を踏まえ自然や歴史・文化の視点から要因を把握します。水循環や土砂生産等の流域との関連性に関する知見は不足している部分もありますが、学識者ヒアリングや、河川景観の履歴の結果をもとに、できるだけ明らかにします。このことは、「河川景観の目標」を抽出・設定するうえで重要です。

河川と人々との関係については、市民にどのような河川景観が好まれているのか、文献調査の結果や各種の市民意識調査、地方公共団体の広報誌・パンフレット、観光パンフレット等も参考になります。

③河川景観の特徴を言葉で表現する

景観区分の特徴を、簡潔かつ雰囲気イメージできる言葉で表現します。特徴の表現に際しては、下記のように、その河川景観を構成する空間、代表的な景観要素および情調を織り込むと分かりやすい。

【例】 山間から開けた 水田沿いを流れる のどかな小河川
 (空間構成) (主な景観要素) (情調)

2) 河川景観のポイントとなる場所とその特徴の取りまとめ

文献調査および現地調査で確認した結果から、その河川のポイントとなる特徴的な河川景観を有する場所をとりまとめます。

その河川のポイントとなる場所とは、文献調査で把握した河川や流域の自然的状況、社会的状況の特徴が現れている場所や現地調査をしながら気が付いた場所（良好な河川景観、悪い河川景観等）であり、以下の視点で整理します。

- (河川景観の要所の整理の視点)・良い場所
- ・悪い場所
 - ・拠点となるべき場所

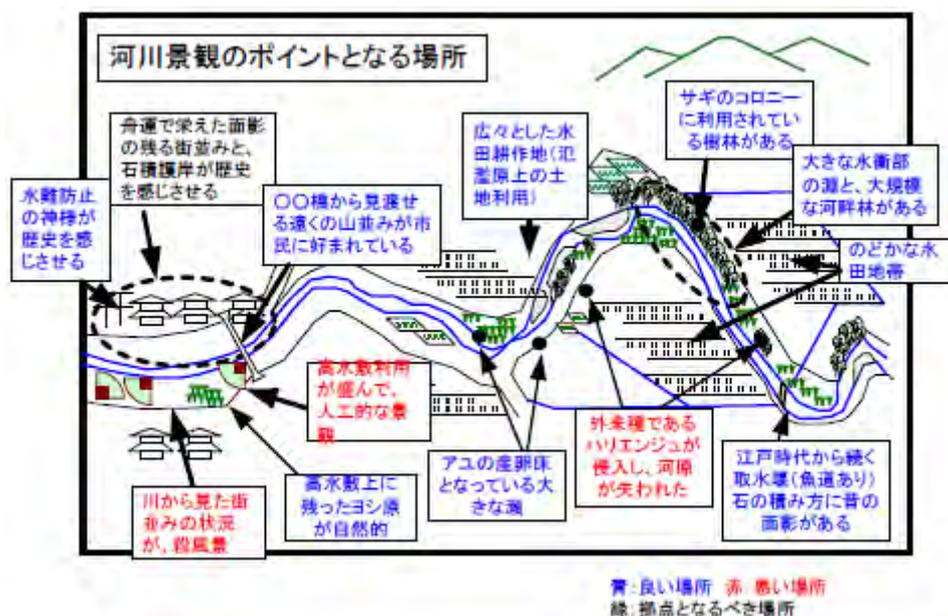


図 4.2.7 河川景観のポイントとなる場所とその特徴の取りまとめ
 ※参考文献 4-2-1 より

(2) 河川景観の目標を考える

河川景観の調査に基づき、その河川の景観的特徴を明らかにしたうえで、上流から下流までを連続した空間として自然を基調としつつ歴史・文化に配慮した河川景観の形成と保全の目標を、以下の手順で検討する。

- ①河川景観の理想像を描く
- ②河川景観の目標を設定する
- ③重要景観区間の目標を設定する

ここで検討した結果は、河川整備計画における河川景観の目標に関する記述の参考とすることが望まれます。

※詳細な目標設定の方法は、河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」を参照しながら、実施すること。本ガイドラインでは、その手順を抜粋して示します。

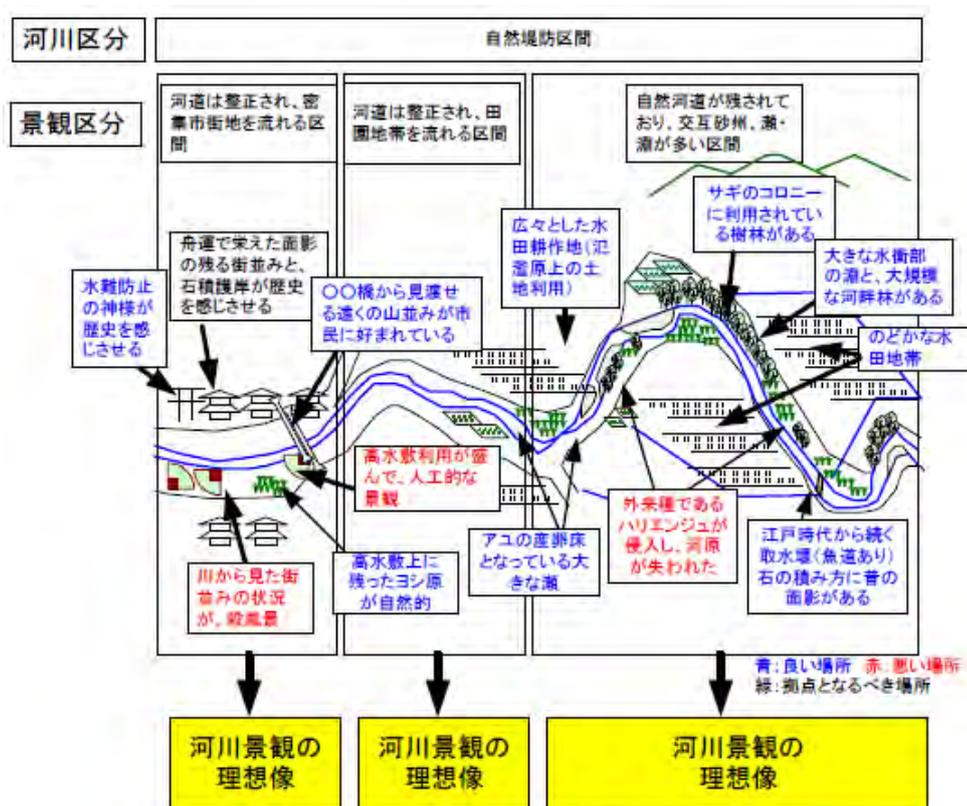


図 4.2.8 河川景観の目標を考える
※参考文献 4-2-1 より

①河川景観の理想像を描く

河川景観の目標を考えるに先立って、以下の視点から河川景観の特徴を導き出し、その河川における景観の理想の姿を描くものです。

- ・現在良好な河川景観が見られるところについては、その景観を保全することを基本とし、可能であればさらにより良い景観を再生・復元する。
- ・現在、良好な河川景観が失われているところについては、過去に有していた良好な河川景観の再生・復元、もしくは流域の将来像に見合う新たな河川景観の創出をはかる。

○ 望ましい例



写真 4.2.21 瀬、淵、河畔林



写真 4.2.22 まちの中の自然
※参考文献 4-2-1 より

▲ 改善が望まれる例



写真 4.2.23 圃場整備により直線化された河川



写真 4.2.24 まち中の三面張り河川

②河川景観の目標を設定する

河川景観の理想像に基づき、治水や利水、河川環境に関する計画や、流域の計画を総合的に考慮したうえで、現実的な方策の中で、保全すべき景観、復元・改善すべき景観、創出すべき景観を明確にし、「河川景観の目標」を設定します。

③重要景観区間の目標を設定する

当該河川において、特に河川景観の形成や保全をはかる必要性の高い一連の区間がある場合には、「重要景観区間」として抽出し、その景観の形成や保全の目標を設定します。

コラム 🔍

河川本来の自然とは

河川の自然は、単に河川の中や沿川に木や草が生えていればそれが自然であるというわけではなく、「本来、そこにはどのような動植物がいるべきなのか」を考えることが大切です。

例えば、河川改修や河川敷利用等にもなう人為的な影響により、河道内の樹林化が進行したり、外来種の植物が侵入・繁茂したりする等、本来のその河川の植物相とは異なったものとなっている例は多くあります。

河川景観の理想像を検討するに際しては、その河川の本来の自然とはどのようなものであったのか、その河川はもともとどのような自然景観であったのか等、河川空間の履歴をひもといて検討することが必要です。



写真 4. 2. 25 樹林化が進んだ河道



写真 4. 2. 26 河原に生育したハリエンジュ（外来種）

※参考文献 4-2-1 より

(3) 河川景観の形成と保全の方策を考える

設定した河川景観の目標に基づき、以下の視点から河川景観の形成と保全の方策を検討する。

- ・ 景観区分毎の目標に基づき、河川景観の形成と保全をはかる
- ・ 重要景観区間の目標に基づき、景観プロジェクト等により、積極的な河川景観の形成と保全をはかる

河川景観の形成と保全の方策としては、景観区分毎の河川景観の目標を達成する方策（一般的な方策）と、重要景観区間における方策（積極的な景観の形成と保全の方策）を検討します。

前者が、河川改修や護岸設計、維持管理等の際に河川景観に配慮する一般的な方策であるものに対して、後者は積極的な河川景観の形成と保全をはかるプロジェクトとして位置づけられるものです。

ここで検討した結果は、河川整備計画における景観に関する記述の参考とすることが望まれます。

※方策の検討にあたっては、河川景観ガイドラインの考え方や事例を参考にして、その河川における河川景観の形成と保全の目標を達成するための方策を検討するものです。

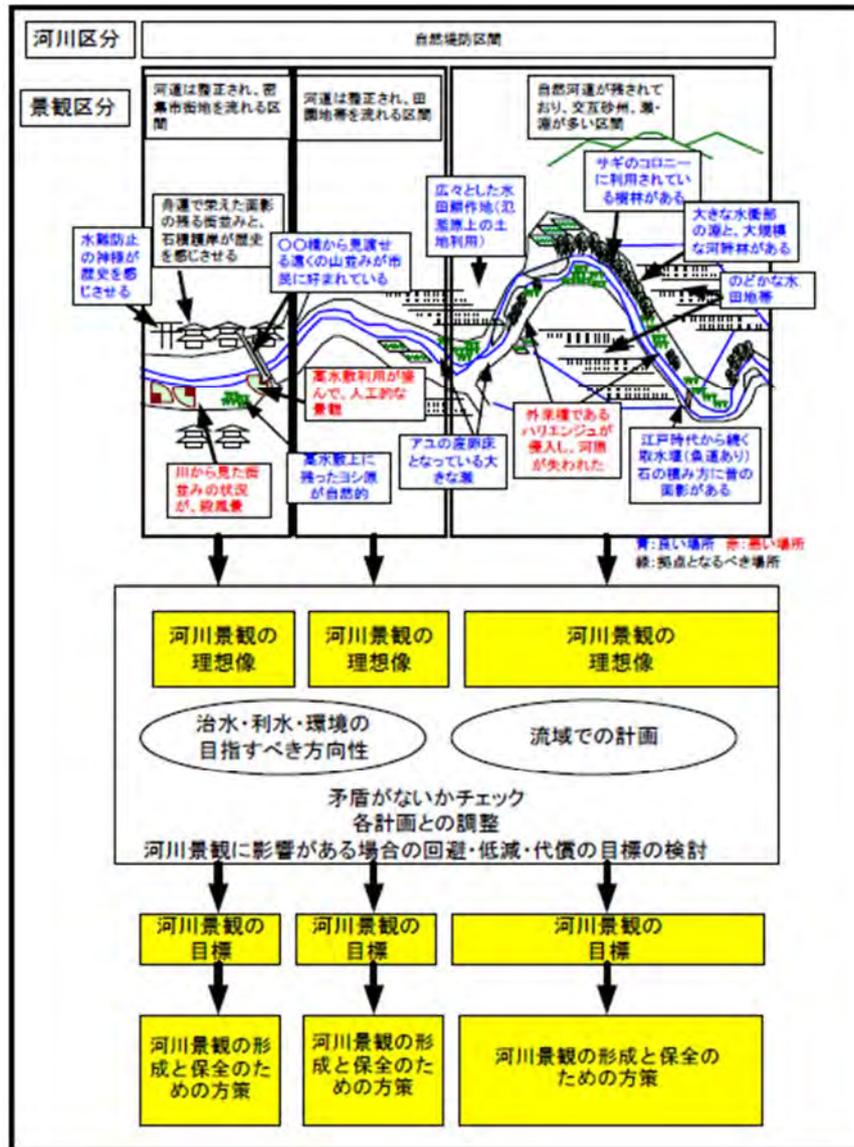


図 4.2.9 河川景観の形成と保全の方策を考える
※参考文献 4-2-1 より

①景観区分毎の景観の形成と保全の方策を検討する

設定した景観区分毎に「河川景観の目標」を達成するため、河川整備のどの段階で何を実施するか、具体的な方策を検討します。

特に「骨格のデザイン（景観形成）」については、河川や流域の計画を総合的に考慮することが大切です。

○景観形成の仕組みづくり

- ・河川景観の形成と保全の目標を達成するため、市民参加や他行政部局との連携といった景観形成の仕組みを必要とするもの。

○景観保全の仕組みづくり

- ・河川景観の形成と保全の目標を達成するため、草刈り等の維持管理や河川敷地の占用等の許可時の配慮等、景観保全の仕組みを必要とするもの。

○骨格のデザイン（景観形成）

- ・河道の平面形や横断形（それらを規定する流量を含めて）等、河川空間の根幹を規定する計画において、河川景観からみた配慮事項を有するもの。
- ・土地利用やまちづくり等、河川景観の背景としての流域空間の規定する基本的な計画において、河川景観からみた配慮事項を有し調整をはかることが必要であるもの。

○場のデザイン（景観形成）

- ・護岸、樋門・樋管、水際線等、その場の設計を検討する段階において、河川景観からみた配慮事項を有するもの。

河川景観の形成と保全の方策



街並みと調和し、
都市の中に自然を
感じられる、おち
つきのある河川景
観を保全する

景観形成の仕組みづくり

- ・河川周辺のガードレール、河川沿いの電柱等景観阻害物への規制をはかる。河川周辺建築物の高さやデザインを誘導する。

景観保全の仕組みづくり

- ・散策等日常的な利用空間として人々の活用をはかる。
- ・適切に草刈りし、雑然とした景観にならないようにする。
- ・許可工作物等は、形状、色彩等について検討する。
- ・モニタリングを行い、必要に応じた改善措置をはかる。

骨格のデザイン

- ・瀬、淵、砂州、水際の植生を保全・復元する河道計画とする。
- ・まちや河川周辺の緑地と川を分断しないよう、河道法線、堤防の形式を工夫する。

場のデザイン

- ・護岸等の設計時に、地域の石積みを活用した護岸デザインおよび河川空間の詳細なデザインを検討する。
- ・水辺の散策等、日常的な人々の利用空間を整備する。

図 4.2.10 河川景観の形成と保全の方策の例

※参考文献 4-2-1 より

②重要景観区間における景観の形成と保全の方策を検討する

重要景観区間においては、その景観の目標に基づき、積極的に景観を形成・保全するための方策等を検討します。

4-2-3. 設計・施工段階

従来、良好な河川景観の形成と保全とは、ダムや堰、橋梁等の河川に関わる構造物の設計や河川敷の公園・緑地等の空間設計における景観への配慮を指すことが多くありました。これはいわば狭義の河川の景観検討とすることができます。

一方、河川の景観にとっては、流量や河道の線形、周辺のまちづくりのあり方等、いわば河川の骨格の部分が重要な役割を果たしていることが多くあります。河川景観の観点から、この骨格をいかに形成・保全していくかを考えていくことは、広義の河川の景観検討です。

これより、良好な河川景観の形成と保全に際しては、この両者がともに大切であるとの認識から、前者を「場の景観形成（デザイン）」、後者を「骨格の景観形成（デザイン）」と呼ぶこととしました。なお、「景観形成（デザイン）」とは、大きさや形状、色彩、素材等を整える設計のことだけではなく、河川景観に関する調査、計画、設計、整備、維持管理等の一連のプロセスを指すものとして用います。

地域に応じて、川らしさを醸し出すことが重要です。動植物が生息できる構造とすることが、景観としても望ましいものとなります。



【整備後】

② 動植物が生息できる構造とすることが、周辺住民の管理の機運が醸成し、清掃への協力が得られるなど、**維持管理の軽減**に繋がります。



① 計画高水量に対する必要断面に対して平時の必要断面を分ける複断面により流速のコントロールが可能となり、**動植物の生息環境の確保**に繋がります。

写真 4.2.27 骨格デザイン／場のデザインの着眼点 ※参考文献 4-2-3 より (山口・一の坂川)

○ 設計時の視覚化資料を用いた綿密な計画と詳細な図面により、整形的な施工に慣れた**一般的な施工者**でも**質の高い空間を実現**できます。



写真 4.2.28 検討内容の施工への着実な反映 ※写真提供：吉村伸一氏 (横浜・和泉川)

(1) 骨格のデザイン

河川の景観は、水の流れ、瀬や淵、河原等の微地形、堤防や河畔林、周辺の建物や背景となる山並み等、多くの要素から構成されている。これらの要素の多くは、一つ一つが無関係に存在し、配置されているものではなく、河道形状や川と人との関わりを含めたまちづくり等によって規定される河川とその周辺の空間構造が大きな骨組みとなり、その中で個別の要素が存在している。

したがって、河川の景観を考える際には、これら個別の要素について、その形や色彩、素材を整えることのほか、河川の骨格ともいえるべき、**平面形状**や計画流量を流下させるための**横断面形状等の河道形状**、**周辺の土地利用等**、**河川とその周辺の空間構造の形成**や維持管理について考えることも大切である。

河川景観の形成と保全においては、当該箇所に対する配慮だけではなく、上下流も含めたスケールで河川およびその周辺の空間に影響を及ぼす事項について配慮することが大切であり、これが河川における「骨格のデザイン」であり、特に以下の場合において大切である。

- ・ 河川管理者が主体的に策定する河川関係の計画が河川景観の形成に対して支配な場合
- ・ 河川周辺の土地利用やまちづくりのあり方が河川景観の形成に対して支配的な場合
- ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業や改良復旧事業等、大規模かつ緊急に河川空間の骨格を変更する事業を実施する場合

※山梨県では、治水が重要課題である一部の水系において、河川整備計画が策定済みであり、これに則って各種の河川事業が推進されている状況である。これより、本ガイドラインの「骨格のデザイン」については、関連する部分に絞って記述することとした。

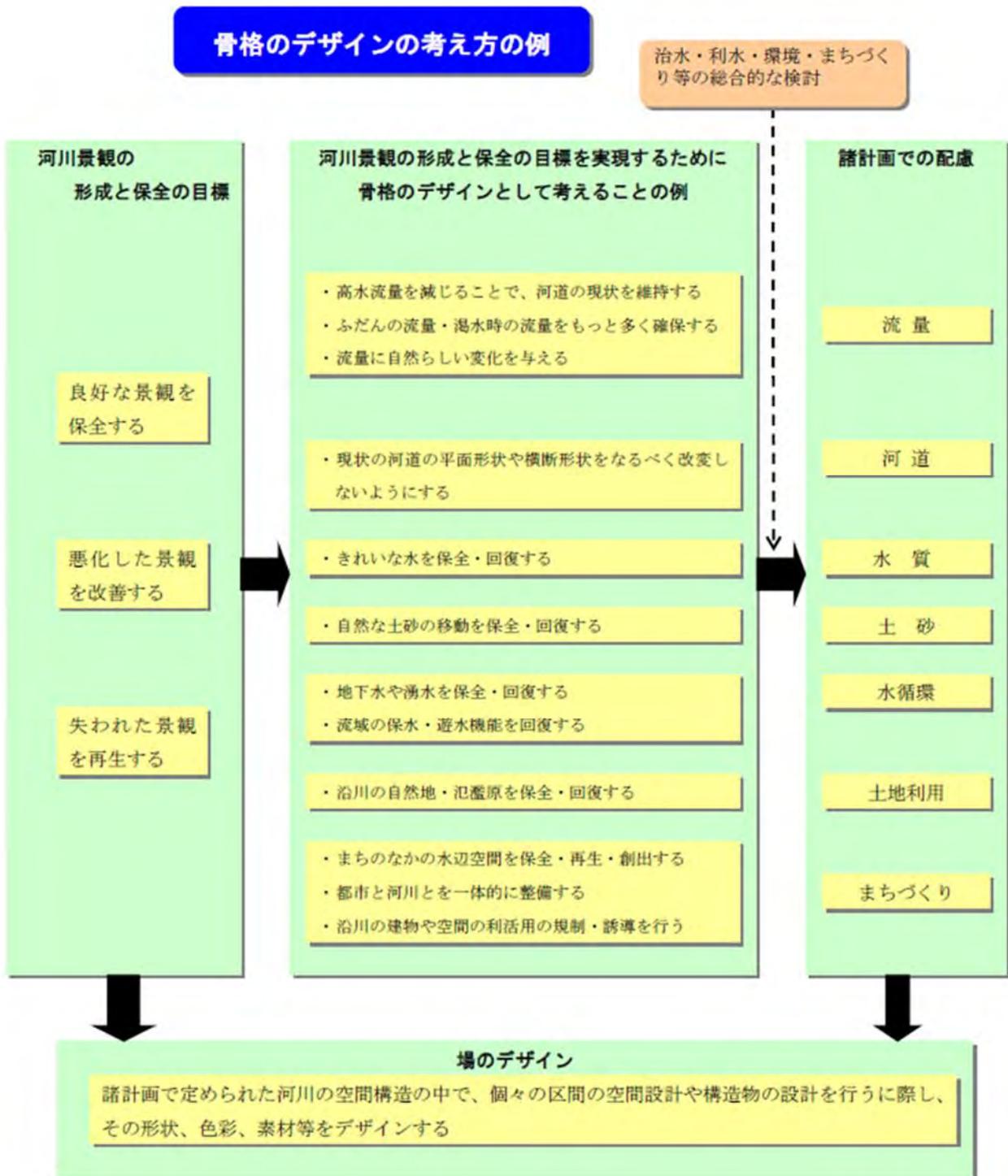


図 4.2.11 骨格のデザイン（景観形成）の考え方の例

※参考文献 4-2-1 より

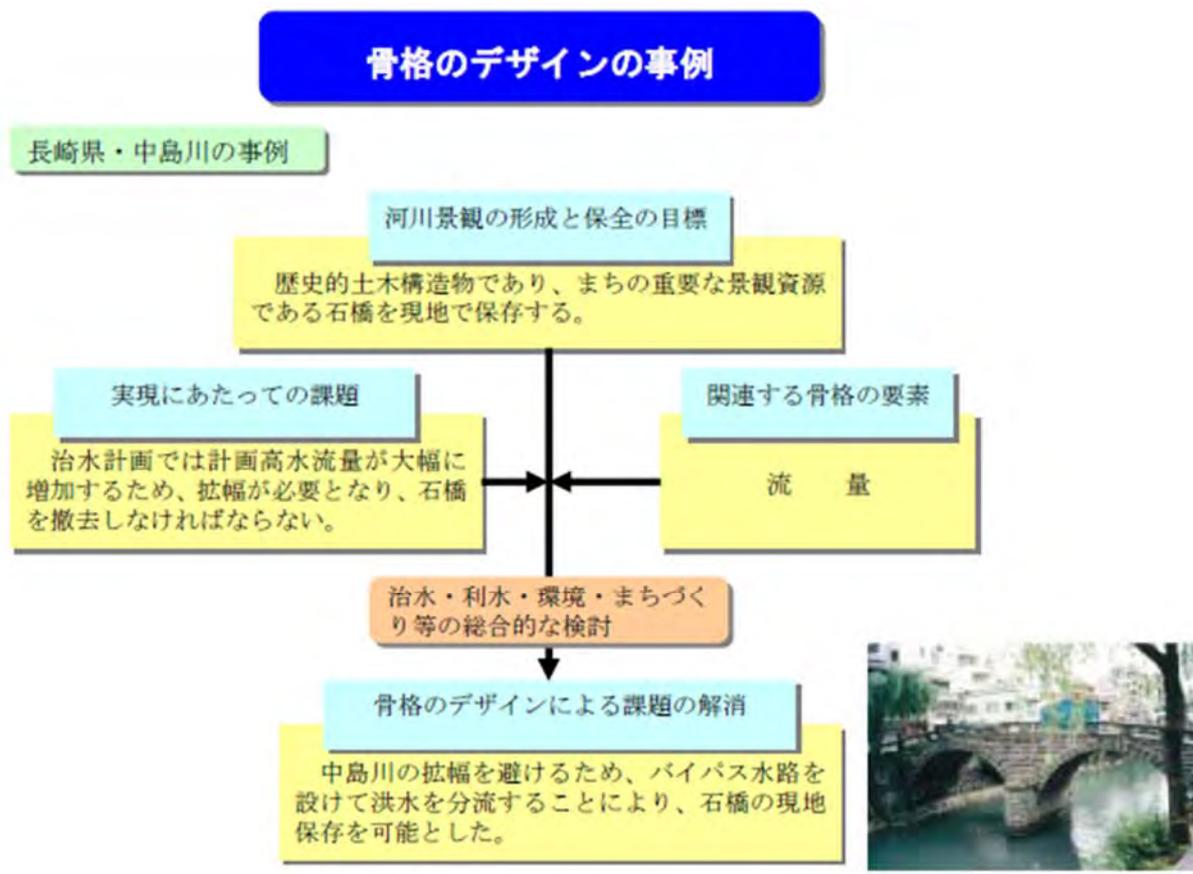


図 4.2.12 骨格のデザイン（景観形成）の考え方の例の事例
※参考文献 4-2-1 より

1) 河川およびその周辺の空間構造に影響する要素への配慮

河川およびその周辺の空間構造に影響する要素への配慮に際しては、当該河川で設定した河川景観の形成と保全の目標の実現に向けて、こうした要素がどのように影響しているかを見極めたうえで、治水、利水、環境、まちづくり等の視点から総合的に検討するとともに、全ての関係者が連携・協働して取り組むことが大切である。

河川の中に着目して、河川およびその周辺の空間構造に影響を及ぼしている主な要素を考えると、それは河道の形状であり、そこを流れる水や土砂です。すなわち、河道の平面形状や縦横断形状、洪水時や平常時の水量、土砂の侵食、運搬、堆積等が、その河川空間の基本的な姿を形成する要素であり、これらは、河川管理者が定める河川整備計画における流量計画、河道計画、施設計画等の諸計画によってその基本が定められます。このほか、水利用計画、水質保全計画、土砂管理計画、総合治水計画、水循環管理計画等、河川管理者が流域と密接に連携して推進する諸計画も、河川の景観に大きな影響を及ぼしています。すなわち、このことは、河川管理者が実施している**日常的な河川管理の全てが、河川の景観形成（デザイン）と関わっている**ことを意味しています。

一方、河川の諸計画のほかに、国土利用・土地利用や、まちづくり、水の利用等、地域が選択する社会・経済的な計画もまた、河川景観の骨格を形成する要素に大きな影響を及ぼしますが、それを定めるものとして、土地利用計画、都市計画、農村計画、まちづくり計画、景観計画、緑地計画等、河川管理者以外が定める多くの関連する諸計画が挙げられます。

これら河川景観に影響を及ぼす河川や流域の諸計画については、治水や利水、環境、まちづくり等を踏まえて総合的に検討したうえで、河川景観の観点から十分な配慮を行うことが必要であるとともに、河川管理者と他行政部局、地方公共団体、市民等すべての関係者が、様々な計画や事業において連携・協働して取り組むことが必要です。

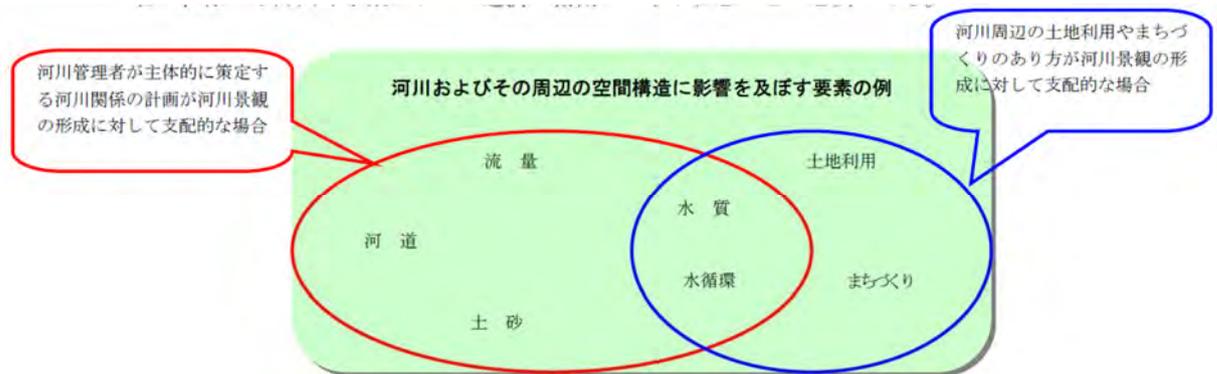


図 4.2.13 河川およびその周辺の空間構造に影響を及ぼす要素の例
※参考文献 4-2-1 より

2) 河川管理者が主体的に策定する河川関係の計画が景観形成に対して支配的な場合

主に河川管理者が主体的に計画する流量、河道、水質、土砂、水循環は、河川およびその周辺の空間構造に影響を及ぼす要素であり、河川景観の形成に大きな影響を与えている。このため、これらの計画に際して、河川景観への影響にも配慮します。

※県管理河川に関する「流量」・「河道」・「土砂」と河川景観について示す。

①流量と河川景観

○洪水流量（計画高水流量）と河川景観

降雨時における流量の増加、中でも洪水の発生は非日常の河川景観であるとともに、洪水の規模や頻度は、河川景観の骨格である河川の形状や規模を決めたり、攪乱を与えたりする自然の営力を決定する要素となります。例えば、沖積河川では、平均年最大流量（2～3年に一度発生する洪水流量）が低水路の規模や砂州のスケールを決めるといわれていますが、洪水によって河川の破壊と再生が繰り返されることにより「河川ならではの」景観が保たれています。近年、河原の樹林化が進んでいるのは、洪水時に人為的な流量調節が行われ平均年最大流量が減少したことが、その原因の一つと考えられています。

事例紹介

歴史的土木施設である石橋の保全に配慮した流量配分計画（長崎・中島川）

昭和57年に市の中心部を流れる中島川が氾濫し、大きな被害をもたらした水害の後、ダムによる洪水調節と河川改修を組み合わせた治水計画が決定され、計画高水流量は大幅に増加することとなりました。水害の前には1634年に架設された「眼鏡橋」（日本最初のアーチ式石橋、国の重要文化財に指定）など11の石橋群がありましたが、水害により5橋が流失、眼鏡橋ほか2橋が一部流失等の大きな被害を受けました。

計画高水流量を流下させるため、通常であれば河道の拡幅等により眼鏡橋の撤去が必要となりますが、市民の意向と模型実験の結果を踏まえ、重要文化財である眼鏡橋を現在の位置のまま保全しつつ、洪水を安全に流下させるため、兩岸に**バイパス水路が整備**されています。



写真 4.2.29 保存された眼鏡橋



写真 4.2.30

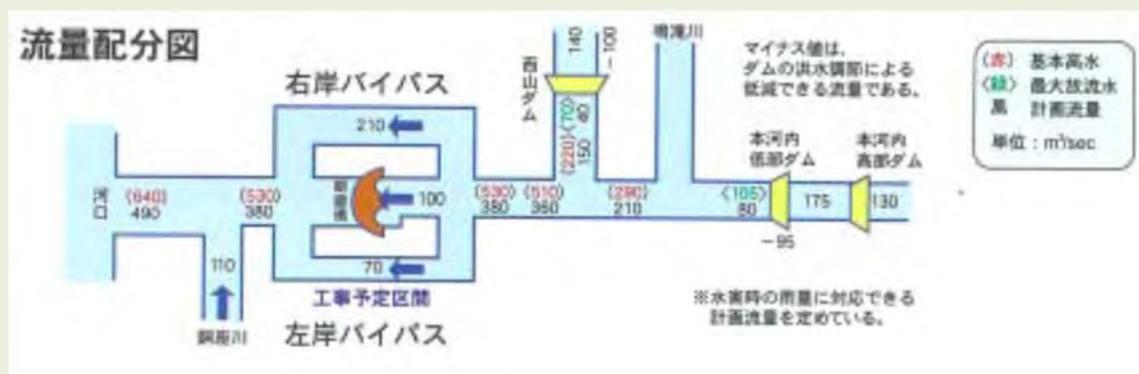


図 4.2.14 流量配分図

※参考文献 4-2-1 より

○湧水流量（安定流量）と河川景観

平常時の河川の流量は、水面の幅や瀬・淵の大きさ、水量感、波立ちや水音等日常の河川景観を形成しています。漁業や舟運、観光等人々の暮らしとも密接に関係しており、魚類等にとって特に産卵期や移動時期の流量は生きるための大切な条件でもあります。

○流量変動と河川景観

最大流量である洪水流量（計画高水流量）と最小流量である湧水流量（維持流量・正常流量）の間における流量変動も河川景観の重要な構成要素となります。流量やそれにもなう水位の変動は、陸域から水際域、水域へと移り変わるエコトーンを形成しています。また、中小規模の出水による攪乱は、河川の自浄作用や生物の生息・生育環境に影響を与えます。さらに、冠水頻度や洪水時の外力の強弱、地下水位、堆積土砂、発芽期の出水の有無等により植生分布が変わってくる等、流量や水位の変動の程度やパターンによっても、特有の河川景観が形成されています。

近年、流域の開発にともなう洪水流量の増大、水利用の高度化にともなう平常時の水量の減少、減水区間の発生、流量の平滑化、中小洪水の減少等、人々の営みは河川の流量に様々な影響を及ぼしていますが、これにより「自然の営力が織りなす景観」「表情豊かに流れる水が存在する景観」「時間的に移ろう景観」といった河川景観の特徴が失われ、河川景観悪化の要因となっています。

したがって、河川における流量の計画や管理に際しては、こうした景観への影響についても配慮することが必要です。

②河道と河川景観

河道の大きさや形状は河川の骨格を規定するものであり、生物の生息・生育環境が変化し、人と河川との関わり方も異なったものとなってくることから、河川景観に与える影響は大きい。また、河川の大きさや形状は、流域の気象条件や地形条件、地質条件等に応じて自然に形成されてきたものですが、古くから治水事業により、河道の固定化、直線化、分合流の締め切り、新川開削、引堤・築堤、掘削・拡幅等大規模な工事が行われてきました。こうした人々の営みは景観に直接的な改変を与え、河川の表情そのものが一変することもしばしばありました。

一方、河道計画は、単に河川の大きさや形状を決めるだけでなく、**様々な面から河川や流域の景観あるいは環境に影響を及ぼしています**。例えば、河道を深く掘削し、日常的な河川の水位が低下すると、氾濫原や旧川の冠水頻度や地下水位が低下し、河道内だけでなく河川周辺の土壌・地下水環境をも改変することとなります。また、河道形状が変化して川幅水深比が変わってしまうと、もともと交互砂州だったものが複列砂州へと変化し、瀬と淵の形態が変化したり、場合によっては砂州が形成されない単調な河川になったりする可能性もあります。

さらに、法線の形状や築堤計画は、霞堤や水防林、歴史的土木施設等の地域の治水史・利水史を記録する河川景観をはじめとして、背後の街並みとの関係、河川周辺の土地利用や交通システム、市民による河川空間の利用、都市における風の通り道等、様々な点からも地域の歴史や文化、人々と河川との関係に大きな影響を及ぼし、それらの要素がまた、河川景観を構成することとなります。

事例紹介

河畔林と蛇行形状を保全した河川改修（神奈川・境川）

典型的な都市河川であり、下流区間では直線的・人工的な河川改修が進められてきました。橋本地区に残された河畔林は、都市域に残された貴重な緑の回廊を形成していましたが、周辺の都市化の進展とともに、緑地の減少が著しい状態でした。

当初の改修計画では、河道を直線化し、旧蛇行部を活かした河畔公園の設置が予定されていたが、市民から河畔公園よりも河畔林の保全を求める声があがり、**蛇行した現在の河道や河畔林をほぼ保全**したうえで、蛇行部の内側を拡幅して流下能力を高める案が採用されました。

掘削箇所には生育する植物は市民の協力のもと、隣接する針葉樹林を間伐したあとの林に移植することとなったほか、河川管理用通路の片側1本は2m程度の幅として、土地が許す限り河畔林を破壊することがないように外側に設置されました。また、水衝部にはならない箇所や洗掘されても被災しないように用地に余裕のある箇所では護岸を整備しない等の工夫によって、河畔林、崖地、自然の水際等、都市内の貴重な自然空間と緑豊かな景観を保全されています。

当初計画



河道を直線化し、蛇行部を埋め立てて河川公園とする予定だった。

変更案



ショートカットと粗い蛇行河道を保存する案。これでも多くの河畔林が失われる。

実施予定の案



蛇行部の内側を削って河積を広げ、蛇行した河道と河畔林はそのまま残される。

図 4.2.15 河畔林と蛇行形状を保全した河川改修

※参考文献 4-2-1 より

③土砂と河川景観

河川景観を特徴づけるものとしては、河道の大きさや形状あるいはそこに流れる水とともに、瀬や淵、砂州等の河川の微地形があります。この河川の微地形は、水の流れと土砂の相互作用で形成されているものであり、水の量や流水の力あるいは土砂量の多寡等により、極めて変化に富んだものとなっています。そして、この河川の微地形の多様さが、**生物のハビタットや河川景観を多様で豊かなもの**としています。

流域の中で、土砂は浸食、堆積、移動を繰り返しながら、山から河川、海へと不連続的に移動し、河川の微地形を形成していますが、近年、治山事業や砂防事業の進捗、河川におけるダムや堰の建設等によって土砂の移動が遮断され、ダム貯水池での堆砂の進行、濁水の長期化、下流河川における河床の低下とそれともなう高水敷の樹林化等が生じたり、河床が大きな礫で鎧のように覆われた「アーマーコート」といった現象等、河川の景観や生物の生息・生育環境に大きな影響を与えている事例が見られます。

さらに、河川の改修や河川からの砂利採取により河道地形が改変され、自然のシステムが変化してきている河川もあります。

このため、河川審議会総合土砂管理小委員会報告『流砂系の総合的な土砂管理に向けて』（平成10年7月）では、山地・山麓部から扇状地、平野部、河口・海岸部等の各領域で生じている土砂の問題に対して、砂防、森林、ダム（発電等を含む）、河川および海岸（港湾等を含む）等のあらゆる関係機関が連携して取り組むための総合的な土砂管理の施策が推進されつつありますが、これらの施策の実施にあたっては、河川景観への影響も十分に配慮することが望まれます。

事例紹介

ダム下流への土砂還元による名勝地の景観の復活（群馬・神流川）

利根川水系神流川の下久保ダムの下流には、三波石峡（さんばせききょう）と呼ばれる景勝地があります。緑色片岩と呼ばれる緑色をした巨岩・奇岩が露頭しており、四季折々に変化する周りの木々の移り変わりあいまって、良好な風景を作り出していました。また、古くは江戸時代の初期から庭石として珍重されているほか、地質学的な研究も盛んに行われていました。このため、見事な風景であるため「名勝」、学術的に貴重であるため「天然記念物」にそれぞれ指定されています。

ダム建設により、通常の放流水は発電放流バイパス水路を通過して下流に流されるため、ダム直下の三波石峡を含むもとは河川だった区間（3.8km）には水が流れない状態でした。また、川の上流から供給される土砂も無くなり、洪水時には川底が掘られる状態でした。このため、川の中は、以前は少なかったツル・ヨシ等の植物に被われ、川は干上がり、銘石はアカやほこりで黒ずんだままになってしまいました。

これより、水環境改善事業が実施され、河川環境の改善を目的としたダムからの放流が行われたほか、放流に合わせて石や砂を流す試みが始められました。これにより、名勝地として復活の兆しが見られるようになっていきます。

【放流前】



写真 4. 2. 31

【放流後】



写真 4. 2. 32

※参考文献 4-2-1 より

3) 河川周辺の土地利用やまちづくりのあり方が景観形成に対して支配的な場合

河川周辺の土地利用やまちづくりのあり方、水路網のあり方も、河川およびその周辺の空間構造に影響を及ぼす要素であり、河川景観の形成に大きな影響を与えている。このため、河川景観を考える際には、**河川周辺の土地利用やまちづくりとの連携**をはかっていくことが大切である。

なお、水質や水循環は、河川周辺の土地利用やまちづくりのあり方とも密接に関わっている。このため、水質や水循環の面から河川景観の形成を考える際には、流域の地方公共団体、下水道管理者等と十分に連携をはかっていくことが大切である。

※ここでは、県管理河川に関する「土地利用」、「まちづくりのあり方」と河川景観について示す。

①河川周辺の土地利用と河川景観

河川周辺の土地利用の変化は、河川や地域の景観に大きな影響を与えている。このため、河川周辺の土地利用のあり方については、関連する他行政部局や地方公共団体に働きかけを行い、良好な河川景観の形成に向けて連携していくことが大切である。

かつて、沖積平野においては、微高地である自然堤防の上に集落をつくり、背後の低平地は水田として利用する等、治水と一体となった土地利用があり、それがわが国の**河川を軸とした地域の景観**を形成してきました。しかし、近年の流域の土地利用の変化は、下記に例示するように、河川および地域の景観に大きな影響を与えてきています。

- ・流域の開発、市街化にともない、河川周辺の地形・氾濫原景観が大幅に改変されるとともに、洪水氾濫の特性や水循環が大きく変化する。
- ・流域の市街化等土地被覆の変化により地表面の非浸透化が進み、平常時の水量が減少する一方で、洪水時の流量が増大する。
- ・都市計画事業や圃場整備事業、土地区画整理事業等により河川が直線的に付け替えられ、河畔の樹木や瀬・淵、水際の微地形等が失われる。
- ・川沿いの氾濫原であった自然地や水田に建築物等が建ち並び、河川の背景や眺望が大きく変化する。
- ・流域の開発により周辺地域の自然度が低下するとともに、水質が悪化し、河川生態系に影響を与える。

前述の水循環系の健全化と同様、このような河川周辺の土地利用のあり方については、関連する他行政部局や地方公共団体に積極的に働きかけを行い、良好な河川景観の形成に向けて連携していくことが必要です。

【河川周辺の土地利用への働きかけの例】

- ・都市計画、圃場整備、土地区画整理事業等との調整による河川敷幅や河道の現況法線形状の確保
- ・農地や公園等、流域の土地利用と一体となった自然再生の取り組み
- ・農業用排水路や都市内水路と連携した水と緑のネットワークの形成
- ・総合的な治水対策の観点からの河川氾濫原の保全、水防林や二線堤等の保全を含んだ歴史的な治水・水防システムの現代的な活用
- ・景観計画等と連携した『重要氾濫原保全地区』等の指定

事例紹介

流域と一体となった湿地環境の創出とコウノトリの復活 (兵庫・円山川)

円山川流域では、コウノトリが「瑞鳥＝めでたい鳥」として人々に温かく見守られ、江戸時代から行われていた保護政策が明治時代以降も続けられたことから、全国的にも長く姿を見ることができましたが、環境の変化により見るができなくなっていました。

自然再生事業は、かつてコウノトリが生息していた頃の多様な生態系の再生を目標としていますが、単に生き物を中心としたものではなく、これらの生物や河川をとりまく人々との関係も考慮し、円山川にふさわしい再生を行うこととされています。

コウノトリと人が共生する環境の再生を目指して
～エコロジカルネットワークの保全・再生・創出～

- 湿地山裾の保全・再生
- 河川と水田と水路と山裾の連続性の確保
- 良好な自然環境の保全・再生・創出

円山川水系の流域における自然再生の目標

旧河道部の湿地の再生と既設水田を利用した連続性の再生 (中流域)

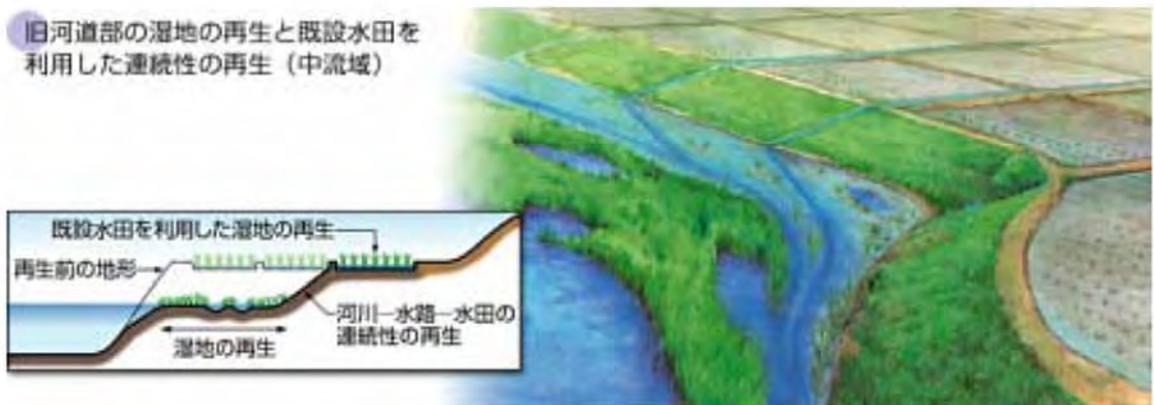


図 4.2.16 流域と一体となった湿地環境の創出とコウノトリの復活

※参考文献 4-2-1 より

②まちづくりのあり方と河川景観

河川周辺のまちづくりのあり方は、河川の景観やその背後の都市景観、その地域における人と河川との関わり方にまで強く影響するものであり、まさにまちづくりは河川景観の骨格形成に大きな関わりを有しているといえる。特に、都市内の中小河川は、河川周辺の建物や構造物が河川景観の大部分を占めるものとなっている場合も多い。

一方、河川は都市にとってもその**骨格を構成する重要な要素**である場合が多く、都市の環境や防災、景観の面において、河川空間の果たす役割は大きい。

これからのまちづくりにおいては、より一層河川を軸とし、河川を活かしたまちづくりを進めていくことが大切である。したがって、河川管理者は、環境や防災はもとより、景観の面においても積極的に地域の関係者と連携し、まちづくり（市町村の総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、景観計画等）に関与していくことが大切である。

○都市河川の景観的特徴

都市部の河川・水路は、周辺の市街化が著しく、都市化の圧力を強く受け、その景観も人為的影響を大きく受けています。また、周辺の土地利用の変化や都市の空間構造の時間的変化が急激に起こるため、その景観は、長い年月をかけて穏やかに変化していく自然河川の景観とは大いに異なるという特徴があります。

このような都市河川の成り立ちやその景観的特徴を考慮すると、より良い河川景観の形成と保全においては、河川周辺の土地利用や人工構造物の配置等といった河川およびその周辺の空間に影響を及ぼす事項について特に配慮する必要があります。

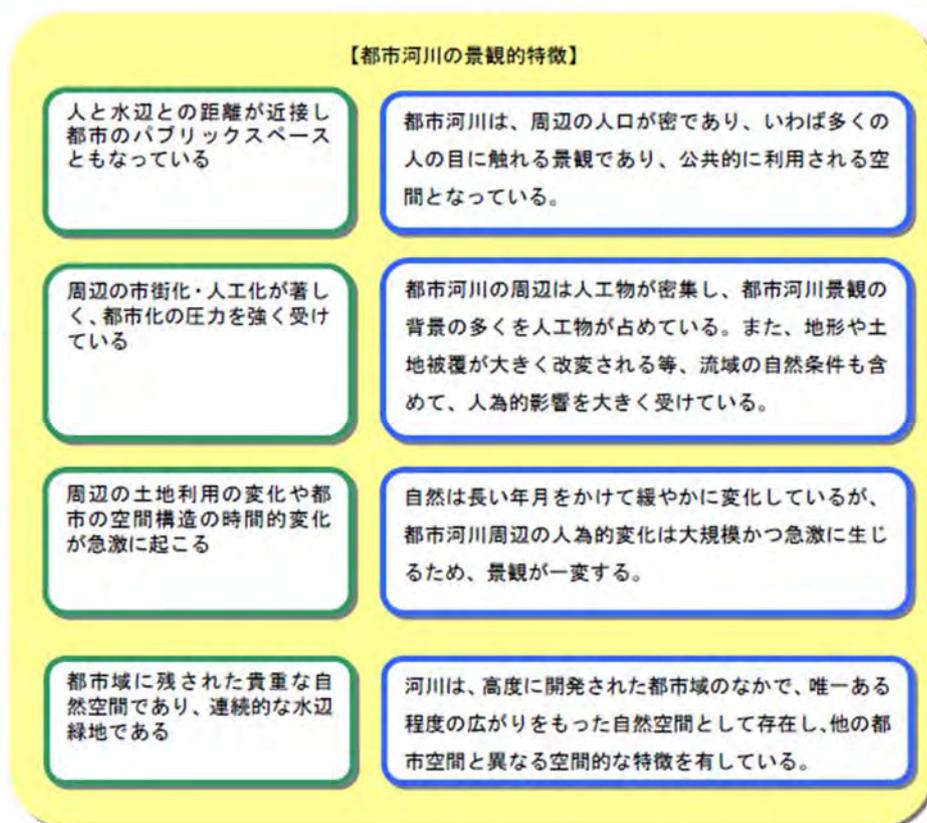


図 4.2.17 都市河川の景観的特徴
※参考文献 4-2-1 より

ここでは、都市部の河川を対象に、まちづくりのあり方との関連を中心として、その河川景観の特徴や良好な景観形成に必要な方策等を整理します。

都市部の河川では、「河川景観の特徴」に示した8つの特徴のうち、「人間の営為が反映された景観」、「流域文化に彩られた景観」、「水との触れあいと賑わいのある景観」等の景観的特徴を強く有し、ある程度規模の大きなものについては、都市空間のなかで「広がりや連続性を感じさせる景観」といった特徴を有しており、都市河川ならではの特徴についても着目することが大切です。

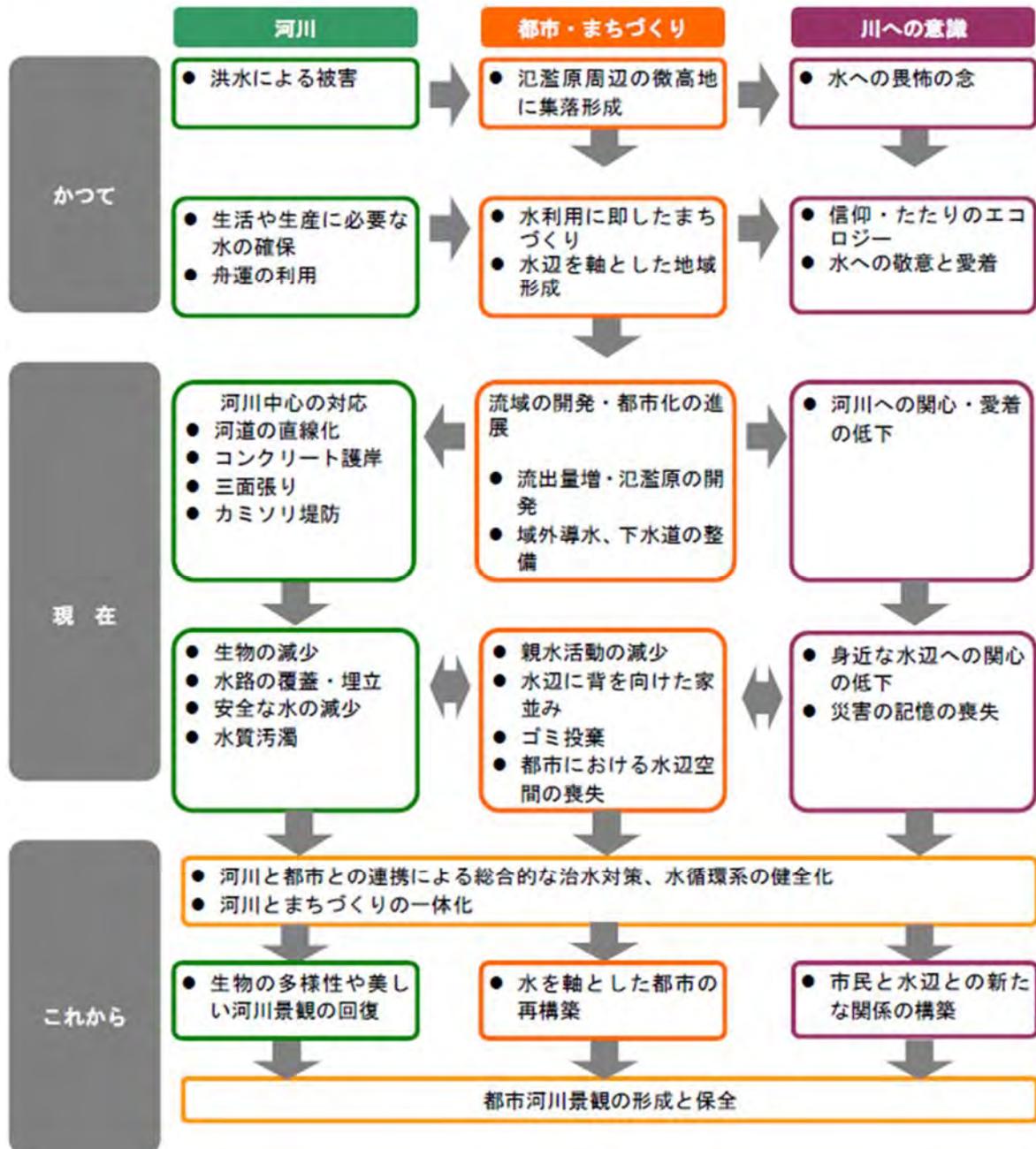


図 4.2.18 都市と河川との関わりの経緯
※参考文献 4-2-1 より

○都市河川の特徴を踏まえた景観の形成と保全の方策

都市河川の景観的特徴を踏まえ、魅力ある都市河川景観の形成と保全をはかるための方策について、事例を中心に解説します。

先にあげた都市河川の景観的特徴を踏まえて、都市河川の景観形成に必要な方策を整理すると9項目に整理されます。

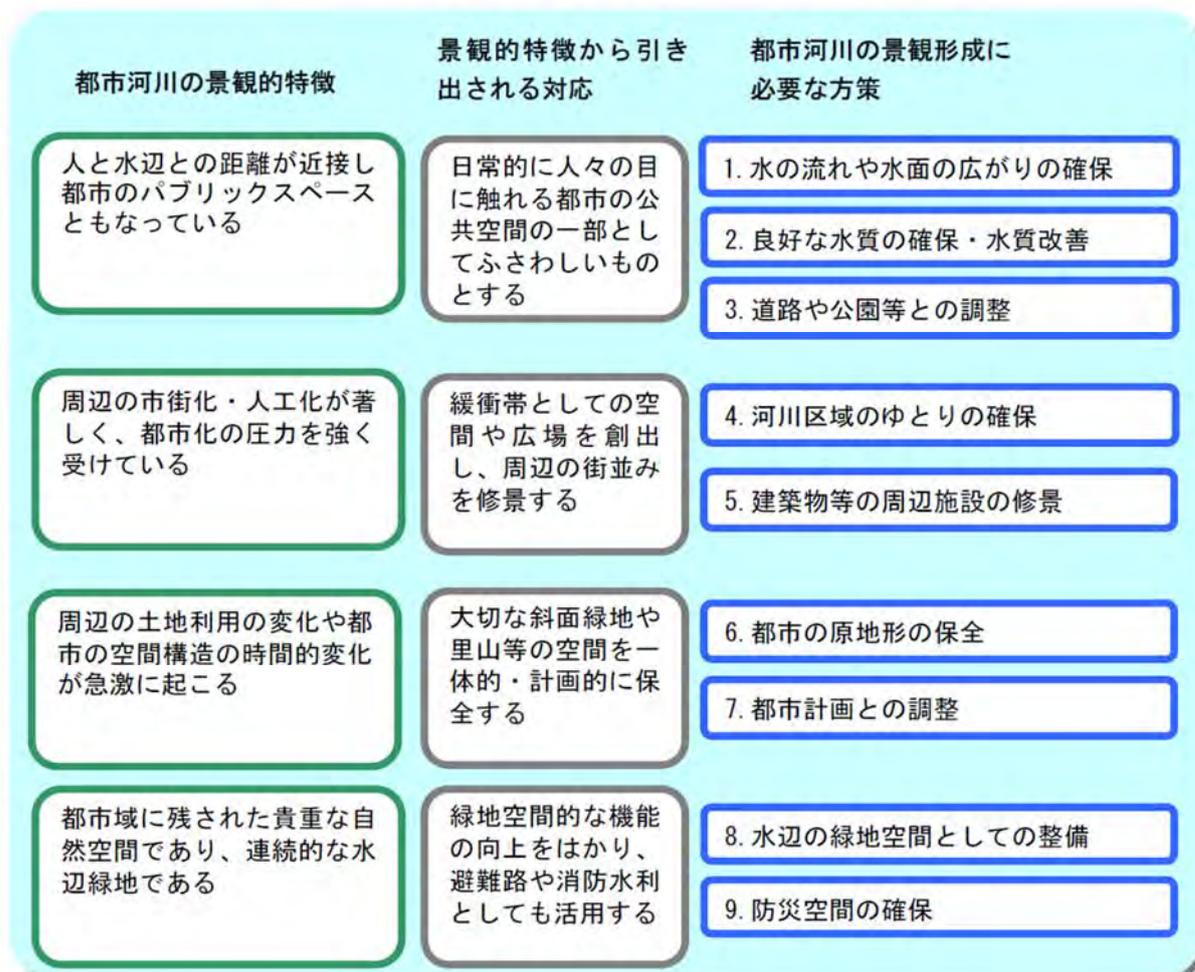


図 4. 2. 19

※参考文献 4-2-1 より

【人と水辺との距離が近接し都市のパブリックスペースともなっている】

1. 水の流れや水面の広がり確保

人は水の存在やその流れを、五感で感じとることによって安らぎや癒しを受けることができます。自然の河川の流れから感じられる水の爽やかさと、豊かさや安らぎを感じさせる水面の広がり、**多くの人の目に触れやすい**都市河川の魅力そのものです。

都市内の下水処理水の導水や地下水の活用等によって、かつて縦横に広がっていた河川・水路を保全・復元することで、せせらぎの復活や環境維持用水の確保等の方策が進められています。



写真 4. 2. 33

下水処理水を導水し、平常時流水を増加させることにより、都市のなかに快適な自然・水辺環境を創出した。
※参考文献 4-2-1 より（東京・谷沢川）

2. 良好な水質の確保・水質改善

都市内の河川・水路や堀等は、近年の急激な市街化とかつての舟運の役割の変化のなかで、都市下水路と化して一時期水質も大幅に悪化し、暗渠化したものも多くあります。水辺空間そのものが否定され、河川・水路が大幅に減少した都市も多く見られました。

しかし、今日では**都市のなかの貴重な水辺空間**として、市民の後押しによって再生・復活を実現した河川・水路も見られます。



写真 4. 2. 34

緑道の改修整備に際して、下水の高度処理水の一部を放流することにより、「昔ながらの親しみのあるせせらぎ」を復活した。
※参考文献 4-2-1 より（東京・北沢川）

3. 道路や公園等との調整

都市化の進展にともない、河川に隣接して道路や公園等の公共施設が整備されることが多いですが、この**道路や公園等を河川と一体的に整備**したり活用したりすることで、都市における河川や水路の魅力を高めることが可能となります。例えば、河川沿い 4m以上の道路とすることで、建築物は河川に顔を向けて建てるできるようになります。



写真 4. 2. 35

緑道整備にあたり、一部で沿道建築物のセットバックにより幅員を確保している。なお、セットバックは自治体への売却・寄付、無償使用承諾、自主整備によって行われている。
※参考文献 4-2-1 より（東京・呑川）

【周辺の市街化・人工化が著しく、都市化の圧力を強く受けている】

4. 河川区域のゆとりの確保

市街化・人工化が著しい都市河川だからこそ、骨格のデザイン（景観形成）による明確な方策によってゆとりのある河川空間を創出することが重要です。また、都市河川は市街地のなかでの貴重な自然空間でもあり、**各種の活動の場や癒しの場**にもなっています。こうした空間機能が発揮されるためにも、一定の**空間的な余裕が必要**となります。

事例紹介

河川区域のゆとりの確保（横浜・和泉川）

谷戸全体を捉えた河川空間として、河川と斜面林が一体となった河川景観を復元するため、左岸側の斜面林は市の緑地保全事業「ふれあい樹林制度」と連携して保全されています。

この「ふれあいの樹林制度」は、市街地化調整区域の小規模な樹林地（概ね 1~2ha）を対象として、**市と土地所有者との間で賃貸契約**（10 年以上）を結び、市民にふれあいの場を提供する横浜市単独の制度です。

なお、河川と斜面林が一体となった河川空間を復元するため、左岸側には管理用通路を設けられていません。



写真 4.2.36 河川区域のゆとりの確保
空間的な余裕を確保して河道整備を行った。

※参考文献 4-2-1 より

5. 建築物等の周辺施設の修景

都市内の河川・水路の周辺は、河川と街並みとの一体的な景観が形成されてきたケースがある一方で、都市化の圧力によって河川沿いに新たな開発が進み、時に無秩序な市街化、宅地化によって美しい水辺の景観が損なわれてしまったケースがみられます。その場合、周辺の建築物群等が景観的に優れているかどうか、また、それらが河川景観とどれだけ調和しているかが、都市景観形成の重要な要素となります。

建築物等の高さや形態に対しては、都市計画法の風致地区、緑地保全地区あるいは地区計画制度等による規制が可能です。また、市町村が独自に定める景観条例や景観計画、その他まちづくり協定や建築協定、緑化協定等を活用することによって、河川周辺の景観に対する多様な規制・誘導が考えられます。このため、河川管理者は、まちづくりの各種制度への理解を深め、**規制・誘導方策を活用**していくことが必要となります。



写真 4.2.37
古くからの閑静な住宅および屋敷林等を守るため、風致地区に指定された。これにより開発に規制がかけられ、景観保全が期待される。
※参考文献 4-2-1 より（兵庫・芦屋川）

【周辺の土地利用の変化や都市の空間構造の時間的変化が急激に起こる】

6. 都市の原地形の保全・再生

都市の地形や土地利用が大きく改変されるなかで、河川の形状や河川空間の変わらない姿が、**都市の原地形・原風景**の記憶を伝えている場合も多くあります。



写真 4. 2. 38

段丘の景観保全をはかるため、建築物等を建てる際の景観誘導等の指針が定められている。

※参考文献 4-2-1 より (東京・多摩川水系)

7. 都市計画との調整

河川空間は一般的に都市計画のなかで番外地的な扱いをされている例が多いですが、**都市のマスタープランのなか**に**明確に位置づける**ことによって、長期的・計画的な観点から、都市空間と河川空間との調和のとれた空間形成をはかることが可能となります。

都市計画（まちづくり）のなかで河川景観の形成と保全を取り込んでいくには、河川とまちづくりの目標、整備内容、スケジュール等の一体化が重要となり、計画の実施にあたっては、互いの協働作業を行っていくことが大切です。



写真 4. 2. 39

市街地再開発にあたり、総合設計制度による公開空地を河川側に配置することにより、街と一体の河川景観を創出された。

※参考文献 4-2-1 より (東京・目黒川)

【都市域に残された貴重な自然空間であり、連続的な水辺緑地である】

8. 水辺の緑地空間としての整備

市街地を流れる農業用排水路は、流量も多く安定しており、親水水路として都市の人々にさわやかな水の流れを提供しています。このため、かつての農業用水の役割が失われた現代においても、「緑道」や「親水水路」として整備され活用されている例は多くあります。

事例紹介

水辺の緑地空間としての整備（岡山・西川緑道公園）

人口増加により生活排水や工業廃水が流入し、一時は死の川と化したが、1960年代に「緑の回廊」として位置づけて整備され、延長 2,400m、面積 4ha の緑道公園が実現しています。緑道内にはパーゴラ、水上テラス、噴水広場、カスケード等が見られ、河川から導水された良好な水質が保たれています。

両岸を緑地公園として、およそ 100 種類の樹木約 38,000 本が植樹され、春の芽生えから森林浴、秋の紅葉や草花の花壇等、四季の移り変わりが楽しめるようになったことから、整備後、新たに道路沿いにブティックや喫茶店が建ち並ぶようになり、親水水路の整備が地域の活性にまで寄与しています。



写真 4.2.40 水辺の緑地空間としての整備

※参考文献 4-2-1 より

9. 防災空間の確保

河川水は初期消火の貴重な水源であり、同時にその空間はオープンスペースとして、災害時の避難場所や避難ルートに活用されます。防災空間としての河川沿いの空間の確保と整備は、まちづくりのうえでも重要な要素です。

※防災空間については、「河川景観ガイドライン」を参考に検討すること。

③災害復旧と河川景観

河川激甚災害対策特別緊急事業や河川等災害復旧助成事業等では、一連区間の河川改修が 3～5 年程度の短期間で実施される。すなわち、大規模な災害を受けた場合には、ごく短期間において、河道の規模や形状等の河川空間の骨格が急激に改変されることとなり、河川景観に与える影響も大きい。したがって、災害復旧においても、景観形成に十分な配慮を行うことが大切である。

※災害復旧事業を実施する場合は、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき進める必要がある。

（2）場のデザイン（景観形成）

河川の微地形や構造物の配置、規模、形状、材質、色彩等を考え、ある場所における河川空間を整えることを「場のデザイン（景観形成）」と呼ぶこととする。

「場のデザイン（景観形成）」の対象は、河川整備計画等に基づき個々の地先で検討される一定区間の改修計画や具体的な河川管理施設等の計画・設計等である。具体的には、堰や堤防等の構造物の設計、ある場所における構造物や植物等の配置計画等が該当する。

場のデザイン（景観形成）においては、4-2-1 に示した8つの心得のほか、河川の安全性の確保とともに、以下の点に配慮することが大切である。

- ①立体的デザイン、②連続と分節のバランス、③風土にあった色彩や素材、
- ④自然の形態の理解と表現、⑤人々の利用への配慮

「場のデザイン（景観形成）」においては、構想計画段階の調査結果をふまえて、以下の流れで検討します。

- ・当該区間の「河川景観の特徴」や「景観構成要素」を抽出し、さらに「河川景観の目標」を踏まえて、その空間において特に保全・再生すべき要素を明らかにする。
- ・保全・再生すべき要素に対して、どのような場のデザイン（景観形成）を行うかを検討する。

①立体的デザイン

設計する際に標準横断面だけで考えてしまうと、どこの断面で切っても同じ断面となり、単調な空間は見た目にも生態的にも好ましくない景観となってしまいます。自然的な河川においては元々あった**自然の河道の変化を参考**にする、都市的な河川においては**親水性、視点場**、その他都市の**様々な活動が可能となるような場**を組み合わせること等により立体的なデザインを行うことが大切です。

②連続と分節のバランス

場のデザイン（景観形成）においては、対象の周囲にある空間に対する連続・分節の影響力を認識し、連続と分節のバランスをとって景観検討を行うことが大切です。例えば堤防は、堤内地と堤外地の境界となるものでありますが、水面から水際、堤防、河川周辺の街並みに連続性を感じられるように**素材や形状に統一感を持たせる**ことが「連続」であり、逆に堤防上の空間を、護岸の形状や植栽によって、**人の利活用を重視した空間と自然性を重視した空間に分ける**ことが「分節」です。どちらか一方に偏るのではなく、対象地の特性に応じてバランスよく計画することが大切です。

③風土的な色彩と素材

河川景観は、自然の営み・人の営みによって形成されるものであり、景観構成要素である河原の石、屋根の瓦等の色彩や素材は、その土地の風土が形になって現れたものとも言えます。場のデザイン（景観形成）に際しては、この風土を理解し、**風土にあった色彩と素材**を使うことが大切です。

○ 望ましい例



写真 4.2.41 周囲に馴染む素材
周辺景観に溶け込んだ「地」となる護岸
※参考文献 4-2-7 より

▲ 改善が望まれる例

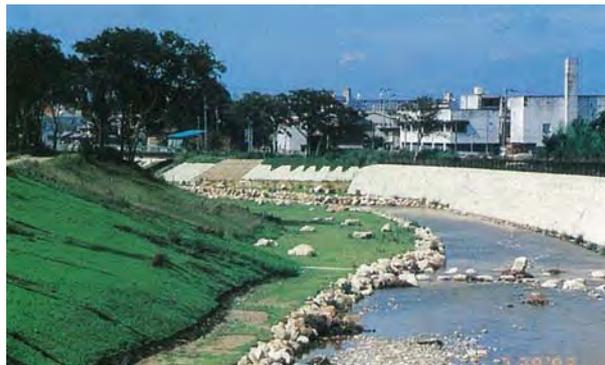


写真 4.2.42 周辺景観から浮き立つ構造物
河川景観から浮き立った「図」となる護岸
※参考文献 4-2-7 より

④自然の形態の理解と表現

河川は自然の変動の上に成り立っているものであり、水の流れも砂州も植物も変化し続けるものです。人が自然の営みを無視して河川の景観検討をしても、自然の営力とかみ合わないものになってしまいます。水の流れ等の自然の形態を理解し、それを活かした景観検討を行うことが大切です。例えば、流れの速い水際に、河口部にあるようなヨシ原を整備しようとしても流されて当初の目標像には至らないことから、**その場所に応じた植生の回復**を行うべきです。

⑤人々の利用への配慮

周辺の利用との関係性を考慮せず広場等を整備しても人々は集まりません。また人々の利用には活動的なもの、静かに安らぐもの等の様々な形が考えられます。人々の利用を促進しようとする場所においては、人々をその場所に誘引する魅力の創出、動線・案内板への配慮による**アクセスの向上、利用形態に応じた景観検討**を行うことが大切です。

1) 地域性と場のデザイン（景観形成）

河川景観は、流域の自然の営みや人々の営みが相互に関係しながらかたちづくられてきたものであり、流域や地域の自然の特性や社会の特性が多様であるように、極めて地域性が高く、それが個々の河川における景観の特徴となっている。

場のデザイン（景観形成）においては、その河川の地域性を理解し、河川景観の特徴を参考として、特に配慮すべき特徴を把握したうえで、具体的な方策を考えていくことが大切である。

河川の地域性を分類する例として、河川の流程、河川周辺の土地利用の2つの評価軸によるのが考えられます。同じ中流部の河川であっても河川の規模や河川周辺の土地利用によって河川景観の特徴が異なることから、河川景観を考えるにあたっては、この地域性の理解（評価軸における当該河川の位置づけ）が必要となります。

事例紹介

自然の形態に学ぶ景観形成（福岡・岩岳川）

河川景観を読み解く

瀬と淵の連続するダイナミックな流れが、水の流れに多様な表情をうみ、巨石等の不均一な配置・構成、河岸からせり出す河畔林を伴って上流域の自然的河川らしい景観となり、生態系の基盤ともなっています。

- ・ 山に囲まれた谷部を流れる急勾配の中小河川
- ・ 瀬と淵が連続するダイナミックな水の流れ
- ・ オーバーハングした河畔林
- ・ 河道内の巨石

特徴を活かす景観配慮事項

川の流れのダイナミズムは変動を伴うものであり、景観創出のために固定的に瀬・淵を復元することは難しいですが、瀬と淵を、ある程度人工的に創出することを試みられています。

「山地河川の自然な河川景観であるステップ&プールのサイクルの復元」

- ・ 河床の岩等から平常時のみお筋と高水時の流心線を把握して瀬と淵を配置する。
- ・ 落差工を上流の凸型アーチ状とし、水流を中央に集中させ淵を維持する。
- ・ 河床の動きを予測し、河岸を固めないように施工する。

※まだ技術的に確立されていない**ステップ&プールの再生**を試みた事例である。ステップ&プールの瀬・淵構造の形成には川幅に変化のある非均一的な平面形が必要だが、岩岳川では河道を一定幅にした点に課題が残る。



写真 4.2.43 整備前
コンクリートに固められ、砂が堆積し河床が平坦化していた。



整備後
ステップ&プールが連続する河川景観を取り戻した。

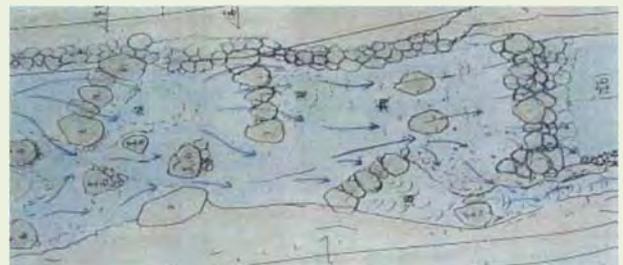


図 4.2.20 ステップ&プールのイメージ図

河川改修計画のイメージ図

事例紹介

瀬や淵を復元する景観形成（鳥取・八東川）

河川景観を読み解く

山地の地形に応じて河川が蛇行して流れ、その線形に応じて形成される瀬と淵、山間地の人の営みが上流域の自然的河川らしい景観となっています。しかし、川を直線化したことによって、その流れの変化、瀬と淵を失ってしまったことから、その復元が大切な点と言えます。

- ・ 山に囲まれた里地を流れるひっそりとした中小河川
- ・ 川の蛇行が形成する自然な瀬と淵（かつてあった姿）
- ・ 山を背景とし、人の生活と水の流れと河畔林が一体となった環境

特徴を活かす景観配慮事項

河道の平面線形にあった瀬・淵構造の形成と、**水際線を単調にせず周辺と一体化した空間を形成**することが景観のポイントとされています。

- ・ 旧河道というもともとの自然のモデルを利用してかつてあった姿を復元する。
- ・ 古老に話を聞いて、昔の淵の場所を明確にし、復元する。
- ・ 淵の下流に帯工を設け、淵の水深を確保する。帯工はV シェープを取り入れ、魚類の移動に配慮する。



写真 4.2.44 整備前

旧河道は畑地となっていた。ここに、洪水の3割を流す計画とした。



整備後

瀬・淵が復元した美しい自然な景観を取り戻した。

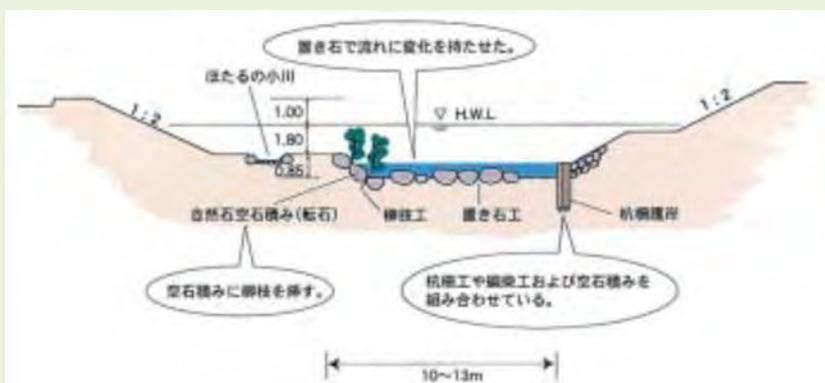


図 4.2.21 断面イメージ

事例紹介

既存の構造物を活かす景観形成（愛知・足助川）

河川景観を読み解く

河岸まで住居等がせり出し、川と人の生活空間が一体となった古い街並みが連なる歴史的景観を呈している点が上流域の都市的河川らしい景観となっています。また、住居を支える石積みの連続、河岸沿いに歩ける道、住居から直接川に降りられる階段が特徴的な景観を形成されています。

- ・ 山間の風情のある街中を流れる中小河川
- ・ 河岸に隣接した住居と、それを支える石積みと水辺に降りられる階段
- ・ オーバーハングした河畔林、屋敷林
- ・ 河岸に残る塩の道（水際に人が歩ける空間が残っている）
- ・ 清冽な水が流れる溪流（かつてあった姿）

特徴を活かす景観配慮事項

かつての石垣はそれぞれの家で建造されており、均一的でない個性的な表情を見せているため、**個々の石垣を尊重**しその前面に遊歩道を設けました。一般的な護岸整備では、個々の石垣の再現がされず直線的で連続的な整備が多いですが、石垣に代表される歴史的景観を保全・復元されました。

- ・ 「既存のものを利用し、足助らしさをつくる」ために既設の石積みに根継ぎ工で補強した。
- ・ 根固め工のテラス部分に幅を待たせて人が通れるようにした。
- ・ 根固めの高さをなるべく低くして手で水面に触れられる程度とし、根固め工の法面を石積みとした。



写真 4.2.45 整備前



整備後



写真 4.2.46 全景

事例紹介

歴史性と賑わいをもたらす景観形成（島根・津和野川）

河川景観を読み解く

近接した山並み、歴史的な街並み、水の流りが、上流域の都市的河川らしい景観となっています。津和野は歴史性を活かした観光都市であり、歴史的な街並み・行事、憩いの場となる河川空間、観光客の賑わいが特徴となっています。

- ・ やや開けた山間の歴史のある街中を流れる中小河川
- ・ 河川周辺に分布する観光資源となる史跡等
- ・ 地域の人々、観光客がもたらす賑わいのある水辺（新たに創出）

特徴を活かす景観配慮事項

散在する**観光資源の動線**としての川の活用、**祭りの舞台**としての川の活用等を行うとともに、歴史的な街並みとの調和をはかるための石積み、素材等の工夫が行われています。

- ・ 地域の祭りやイベントの場となるテラスを整備する。
- ・ 河川周辺の道路には、用地のある限り高木を植栽し、用地のない区間に協定や補助金制度の創設等により民地での植栽に協力を仰ぎ、緑の散策路をつくる。
- ・ 地域のコミュニティセンターや郷土館といった堤内地の施設と津和野川が一体となった整備をはかる。護岸は石積みとし、階段を設け水際に降りられるようにし、高水敷に遊歩道を整備する。
- ・ 専門家チームによる検討により、**地域に相応しい石積み護岸**等きめ細かな検討を行う。



写真 4. 2. 47 整備前

まちづくりの中で川はあまり注目されていなかった。



整備後

背後の公共施設と、川に挟まれた用地を買収し、両者を一体的に整備することで、開放的な水辺となった。



写真 4. 2. 48

※参考文献 4-2-1 より

事例紹介

改変を最小限にする景観形成 (兵庫・一庫大路次川)

河川景観を読み解く

遠景の山並み、瀬と淵をともなって蛇行する河川、河川周辺に残された河畔林、人の営みが中流域の自然的河川らしい景観となっています。中小河川ですが、周辺の景観要素を取り込んだ開放的な河川景観を形成している点が特徴と言えます。

- ・開けた山麓の郊外地を流れる中小河川
- ・川の蛇行が形成する自然な瀬と淵と砂州
- ・河川周辺に残された河畔林と背景の山地の樹林が形成する緑豊かな空間

特徴を活かす景観配慮事項

定規断面での改修が計画されていましたが、もとの広い河川空間を有効に活用して見直されました。

- ・良好な河川景観要素である湾曲部の**淵**、**みお筋**、**砂州**はそのまま**保全**し、築堤、護岸強化により治水面の対策をする。
- ・堤防の整備にあたっては、**特徴的な景観である高木を保全**するため、その位置を確認し、なるべく避けるようにして、堤防線形を設定する。



写真 4.2.49 整備前



整備後

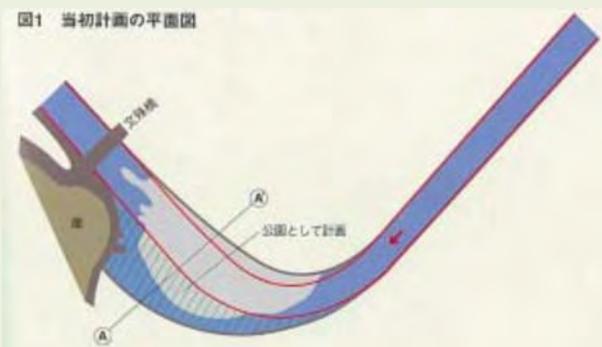
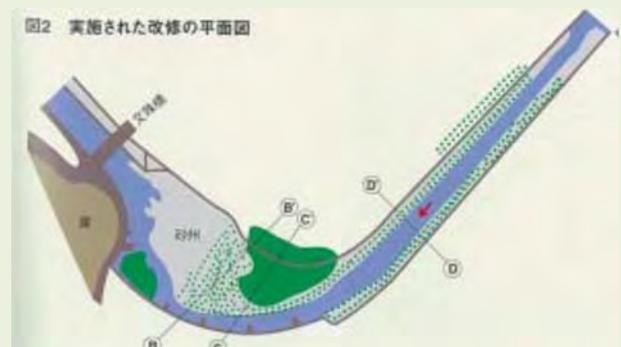


図 4.2.22 当初計画

当初計画では、低水路法線を付け替え、淵を埋め立てて公園利用する計画であった。



見直し後

現況の低水路には手を加えず、河畔林を避けた堤防法線に変更された。

※参考文献 4-2-1 より

事例紹介

快適さと美しさが調和した河岸の景観形成（広島・太田川）

河川景観を読み解く

静かな水面、近代的な街並み、人の利用が下流域の都市的河川らしい景観となっています。

太田川は、都市のイメージの軸になるものであり、太田川を緑豊かで、水辺に親しむ空間とすることにより、都市全体のイメージ、機能の向上に繋げることができます。

- ・都市の中心部を静かに流れる河川
- ・河川周辺で営まれる人々の生活

特徴を活かす景観配慮事項

歴史性、都市部における利用等を考慮し、快適さと美しさが調和した立体的な護岸、堤防が整備されました。人工的な印象を与える石張りにも草が生えるような工夫もしています。今後は、都市側の街並みとの一体的な整備が望まれています。

- ・住民に対し、広島市と太田川に対するイメージ等の調査を行い、太田川全体に関するゾーニングと構想計画を策定する。
- ・水辺の景観は、**近づきやすく、また、近づきやすく見えることが大切**であり、堤防小段、水制工、階段等を設ける（感潮域であり、水位変化に対応できるデザインとする）。
- ・河川幅 100mは対岸の人が活動していることが分かる距離であり、**対岸との一体感**を持たせるよう、護岸に変化やアクセントとなる石段を設け、鍵形の凹凸の石積みとし、対岸に目を向ける工夫をする。
- ・歴史性、景観的価値の素材として現護岸の花崗岩を用いる。既存の水制工も歴史的存在として保全再生をはかる。（石張りにも草が生えるように工夫する）



写真 4.2.50 整備前
切り立った護岸の際まで住居があり、水辺と都市が分断されている。



整備後
水辺と都市が一体となっている。護岸に階段を設けられ、景観に変化を与えている。

※参考文献 4-2-1 より

事例紹介

都市に賑わいをもたらす景観形成（徳島・新町川）

河川景観を読み解く

水辺に密着した都市部の活動・街並み、水面の多様な利用、沿道の緑が下流域の都市河川らしい景観となっています。隣接する商店街の店舗は川に背を向けるように建っており、分断されている状況にありましたが。都市河川では、人の賑わいが良好な河川景観を創出すると考えられることから、商店街と一体となった賑わいのある河川空間の創出が大切な点です。

- ・ 下流区間の都市の中心部を流れる静かな水面
- ・ ビル群と河川周辺の公園
- ・ 水面を走る船
- ・ 多くの橋梁

特徴を活かす景観配慮事項

河川に人を集め、そのことによって河川に背を向けていた周辺の街並みが河川に顔を向けるようになり、一層賑わいのある景観を目標とされました。

- ・ ボードウォークによって **様々な用途に使える場を提供**する。
- ・ 広場、船着き場、階段護岸、休憩場、散策路によって人々を水辺に誘う。
- ・ 人々を水辺に誘う、橋詰め広場を整備する
- ・ 郷土材である青石を使った護岸を採用し、ツタにより緑化をはかる
- ・ 松並木を保全、補植する
- ・ **まちの事業と連携**する（水際公園は、公園整備は市、河道整備は河川管理者が実施した）

※公園的な整備は、自然的な美しさと人工的な美しさのバランスをはかることが大切である。



写真 4.2.51

木製の遊歩道（ボードウォーク）ではパラソルショップが毎週末に開催されている。

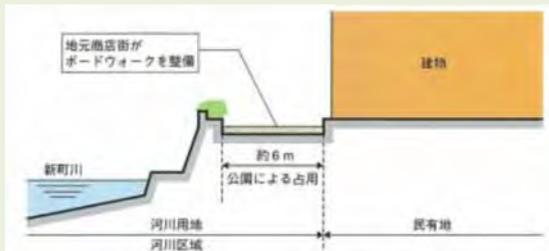


図 4.2.23 東船場ボードウォーク断面イメージ

2) 要素のデザイン（景観形成）

①堤防

景観検討にあたっては、以下の点に留意します。

○植栽・植生（河畔林、水防林等）を活用・保全

堤防は、河川の輪郭を表すものであり、その景観によって、河川の印象が大きく変わります。植栽や植生を活かして、**自然を基調**とした景観形成（デザイン）とします。

○連続的な景観への変化

堤防は延長が長いことから、単調になりがちです。堤防に坂路、階段、植樹等により**連続的な景観に変化**を与えます。

○堤内と堤外の一体化

河川周辺部の生活空間を構成する要素のひとつとして堤防をとらえ、威圧感をおさえた**親しみやすい処理**を行い、さらにアクセスやデザイン等により関係づけを行うことによって一体化します。

○眺望スペースの景観検討

堤防天端は、河川空間や周辺空間を俯瞰する良好な視点場となります。歩く際に見える動的な景観も重要ですが、良好な景観要素のある場所等において、眺望スペースを設け、**ゆとりを持つ**ことよって景観はより印象的なものになります。

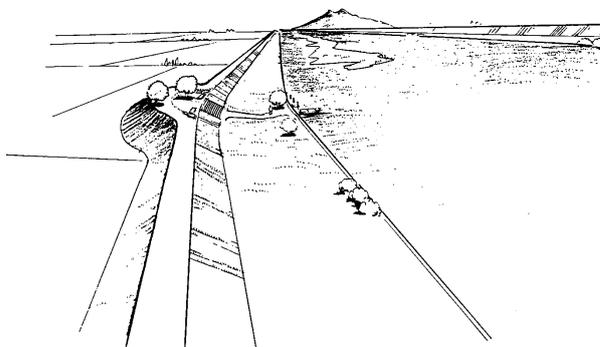


図 4.2.24 眺望スペースの確保

※参考文献 4-2-9 より



写真 4.2.52 曲線で構成される堤防

堤防の法尻を曲線にすることによって柔らかな印象を与える。

※参考文献 4-2-1 より

コラム 🔍

戦前の河川改修における景観への配慮（岐阜・長良川）

金華橋から忠節橋にいたる左岸堤防は、木曾川上流改修（大正10年着手）の一環として、施工（昭和8～15年）されたものです。当該区間では河道の拡幅が必要とされていましたが、左岸に隣接して古くからの岐阜の市街地が形成されていたこと等から最終的に特殊堤案が採用されたものです。

特殊堤は玉石コンクリート張りの重力式とし、川表は練玉石張りとししました。また、上部の1.5mは擁壁構造ですが、**観光都市としての景観に影響を与えない**よう擁壁部分は角落し構造とし、出水時には畳をはめ込んで洪水の越流を防止するとともに、日常的には歩道の高欄の機能を果たすものとししました。また、この付近の長良川は夏期には水泳場として利用されていることから、**適当な箇所に景観を考慮した階段**を配置しています。

内務省木曾川上流改修事務所（当時）の資料によると、これらは観光都市としての体裁と美観とを考慮したのですが、同時に工事費も軽減することで「一石数鳥の名案」とされています。また、「水量は豊富で水は清く、秀峰金華山を中心とする岐阜市付近一帯の長良川は、天下の奇観鵜飼の歴史を有し、山川の美と古典的な情景とを合せたその河川美は全国に比べるものがない」と述べ、さらに竣工後の効果として「護岸沿いの遊歩道路は観光都市にふさわしい美観を呈し、春秋のハイキング、夏の鵜飼や夕涼み、冬の伊吹の雪景色はいずれも劣らずに四季の情景を満喫させ、市民や遊覧客の目を楽しませる」という記載が残されています。



写真 4.2.53 戦前の河川改修における景観への配慮
※参考文献 4-2-16 より



写真 4.2.54
※参考文献 4-2-1 より

※参考文献 4-2-1 より

②水門・樋門

景観検討にあたっては、以下の点に留意します。

○河川風景全体の中で考える

常に河川の風景全体を考え、**水門、樋門だけの景観検討を行わない**ようにします。

○立体的な姿を透視図で確認する

常に眺められる場所に対応した**立体的な姿を透視図で確認**し、平面図、横断図だけで水門、樋門のデザインを行わないようにします。

○場所の特性を考える

景観形成を行う**場所の特性**を十分に考え、他所の川でのデザインをそのままのかたちで適用しないようにします。

○河川の中で統一感をはかる

一つの流れとしての**川の連続性、まとまり**を考え、脈略のない個別バラバラなデザインの施設が点在しないようにします。

○門構えを意識する

水門、樋門の基本的な性格は「門」であり、門構えを意識したデザインを考えます。

○「柱、塔」の鉛直要素を浮かびあがらせる

水門、樋門の形の骨格は「柱、塔」の鉛直要素であり、これらを浮かびあがらせるようなデザインを考えます。

○ 望ましい例



写真 4.2.55 コンクリートと類似する色彩基調となる護岸に合わせた色彩は、違和感が少ない。
※参考文献 4-2-10 より

▲ 改善が望まれる例



彩度の高い色彩
周辺に存在しない色相と鮮やかな彩度の使用は、注意を要する。

③橋梁・橋詰

景観検討にあたっては、以下の点に留意します。

○橋と河川の一体的整備

所轄機関や計画年度の違いから、一体的整備は難しい場合がありますが、歴史性、周辺景観、構造物間に統一感を考慮して、できるだけ**一体的な整備**を行います。

なお、橋梁が都市や地域のゲート的な役割を果たしたり、主要な都市軸を形成している場合は、シンボリックなデザインとすることも考えられますが、景観アドバイザーなどの専門家による十分な検討を行うなど、慎重な対応が必要です。【4-2-2 参照】



写真 4.2.56 橋梁
※参考文献 4-2-11 より（広島・鶴見橋）

- 橋上を行き交う人々と水辺の人々の「見る－見られる」の関係を意識する

橋梁は視点場となるとともに、周辺河川からの主要な景観要素にもなるものであり、そこに立つ人間も景観要素となる。この「見る－見られる」の関係を意識し、そこにある全てが美しい景観要素となるように配置等に配慮します。

- 桁下が明るいものとする

橋の上下で空間が分断されないように、桁下はできるだけ明るくします。

④護岸

景観検討にあたっては、以下の点に留意します。

- 風景設計の原則

常に河川の全体風景を考え、**護岸だけを考えた景観検討を行わない**ようにします。

- 日常風景の原則

日常生活の場の風景の設計であることを考え、**洪水のときの河川の流れだけを考えない**ようにします。

- 透視設計の原則

常に空間としての**立体的な姿を透視図で確認**し、平面図、横断図だけで護岸のデザインを行なわないようにします。

- 場所性の原則

景観設計を行う場所の特性を十分に考え、他所の川のデザインをそのままの形で適用しないようにします。

- わき役の原則

控えめな護岸デザインを心がけ、護岸が風景の主役にならないようにします。

○ 望ましい例



写真 4.2.57 石積み護岸
石積みは、低水護岸の植栽に馴染みやすい。

※参考文献 4-2-1 より（山口・一の坂川）

▲ 改善が望まれる例



写真 4.2.58
コンクリートはエイジング効果により輝度が減少するが、人工的なパターンは「図」として残るため、避けることが望ましい。

※参考文献 4-2-1 より

○素材の大きさ

自然的な風景の中におけるなじみを考え、護岸がのっぺりとした一枚の板のように見えないようにします。

- ・一個一個の単位がはっきりと識別できるようにする
- ・素材の単位が小さすぎると無表情になる
- ・素材の単位が大きすぎると親しみにくくなる
- ・素材の目地を深くする

○素材の表情

コンクリートの無機質的なイメージの緩和を考え、素材が単調で画一的な印象にならないようにします。

- ・一個一個の表情を豊かにする
- ・人為的なばらつきは不自然に見える
- ・パターンの繰り返しは奇異な印象を与える
- ・偶発的な表情の変化を与える

○護岸の明度

周囲の景観の中で浮き上がって見えることを避けるため、周囲との明度の差を大きくしないようにします。

- ・周りとの明度差が高いと目立つ
- ・素材自体の明度を下げる
- ・陰影をつくり明度を下げる

○望ましい例



写真 4.2.60 周辺景観に溶け込んだ自然石（間知石）
 ・色は茶色に近く、色もばらついている（地域で古くから使用されてきた石材：地域の色）
 ・明度は5程度（推定）
 ・表面が凹凸している（石の形が一つ一つ異なるため、表情が豊かで立体感がある）
 ※参考文献 4-2-12 より（神奈川・和泉川）

▲改善が望まれる例



写真 4.2.59 素材単位の見えが大きすぎる
 素材単位の見えが大きすぎると、親しみにくい印象になる。
 ※参考文献 4-2-1 より

距離	0	100	150	200	300	400	500	800m
コンクリート 縦向き	1-1.5 m	素材(縦)が 判別される	1本の厚みに見える					
コンクリート 向き問わず	40-50 cm	素材(縦)が 判別される	1本の厚みに見える					
コンクリート 向き問わず	40-50 cm	素材(縦)が 判別される	1本の厚みに見える					
コンクリート 向き問わず	40-50 cm	素材(縦)が 判別される	1本の厚みに見える					
土	30-30 cm	素材(縦)が 判別される	視線に溶け込む					
縦向き 間知石	30×30 cm	素材(縦)が 判別される	1本の厚みに見える (視線に溶け込むのも減られる)					

図 4.2.25 距離に応じた護岸の見え

※参考文献 4-2-1 より

護岸の目立ち方	あまり目立たない	目立ち始める	目立つ				
明度差	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5

図 4.2.26 護岸の目立ち方

※参考文献 4-2-1 より

▲改善が望まれる例



写真 4.2.61 周辺との明度差が大きいコンクリートブロック
 ・色は白に近い
 ・明度は10に近い
 ・陰影が少ない
 ・表面はつるつるしている（自然な陰影ではない）
 ※参考文献 4-2-12 より

○護岸の様式

控えめ周囲の中に溶け込む風景づくりを基本に考え、護岸に絵や模様を描かないべきです。

- ・護岸に絵を描かない
- ・地模様をつくり出す

▲ 改善が望まれる例



写真 4.2.62 唐突な石積み
現地にはない材料で、周辺の風景にとけ込んでいない。

※参考文献 4-2-1 より

▲ 改善が望まれる例



写真 4.2.63 天端コンクリートが目立つ例
自然石を用いた護岸とコンクリートの真っ白な天端により、別々のまともに見えてしまっている

※参考文献 4-2-7 より

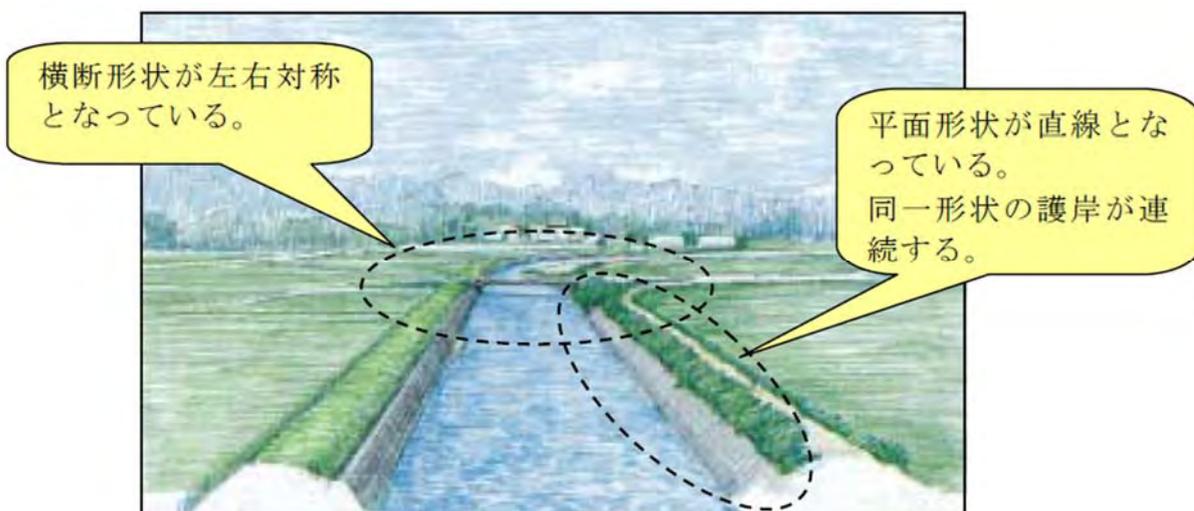


図 4.2.27 視覚的なチェック

※参考文献 4-2-1 より

項目	内容	適否	評価	
護岸の形	1.平面形状(1)	護岸の平面形状はゆったりと蛇行する曲線を基調にし、直線を用いないように心がける。	○	×
	2.平面形状(2)	護岸の平面形状はのびやかさを基本に考え、あまりチマチマとした変化を与えないようにする。	○	—
	3.横断面形状	護岸の横断面形状は左右対称形にこだわらないようにする。	○	×
護岸の大きさ	4.護岸の高さ(1)	風景の中における目立ちやすさを抑えることを考え、コンクリート護岸の見えの高さが大きくならないようにする。 →垂直方向の視角が4°程度以内	○	○
	5.護岸の高さ(2)	水辺に近づきやすく見えるようにすることを考え、水面との比高が大きくなりすぎないようにする。 →水面との比高2m程度	○	○
	6.護岸の勾配	風景の中における目立ちやすさを抑えることを考え、コンクリート護岸の勾配を必要以上に緩くしないようにする。 →1:2.5程度(水辺へのアクセスの点から) 直高が2m程度、のり長が2m程度	○	○
	7.護岸の長さ	画一的な印象を回避することを考え、同一形状の護岸をあまり長い区間連続的に見せないようにする。 →水平方向の視角20°程度or見えの高さの25倍程度	○	×
	8.高水護岸の見え	風景の中における目立ちやすさを抑えることを考え、高水護岸は見せないようにする。	—	—
護岸の素材	9.素材の大きさ	自然的な風景の中におけるなじみを考え、護岸がのっぺりとした1枚の板のように見えないようにする。 →150m程度離れたところから1個1個の単位を識別 目地の深さ(h)と幅(d)との関係をh/d>1程度とすると効果的	○	△
	10.素材の表情	コンクリートの無機質的なイメージの緩和を考え、素材が単調で画一的な印象にならないようにする。	○	△
	11.護岸の明度	周囲の風景の中で浮き上がって見えることを避けるため、周囲との明度の差を大きくしないようにする。	○	○
	12.護岸の模様	控え目で周囲の中に溶け込む風景づくりを基本に考え、護岸に絵や模様を描かないようにする。	○	○
13.天端部	護岸肩部の硬い印象を和らげるような景観デザインを行う。 →植生の回復をはかる。(肩部をラウンディングする。盛土を行う。)	○	○	
14.水際部	単調で硬い印象の水際部をぼかし、豊かな表現を生み出すような景観デザインを行う。	○	×	

図 4.2.28 護岸のチェックリスト(例)

※参考文献 4-2-1 より

⑤貯留施設（ため池）

調節池や遊水地といった流域内の貯留施設の景観検討は、治水機能のみに特化したものでなく、地域の現状やニーズに応じた多目的利用に留意することが必要です。また、平常時は公園等として利用できる貯留施設の流出抑制機能について、市民の理解の促進をはかることも必要です。

○地域の要請に応える多目的利用

平常時に地域にとけ込み、治水機能のみに特化した特異な施設にならないよう、**地域の現状やニーズに照らし**適切な多目的利用をはかります。

○空間の複合的・立体的利用

様々な都市施設や緑地等を含め、複合的かつ立体的に多目的利用を推進し、空間の利用密度を高めます。

○市街地とのつながりのあるオープンスペースの形成

フェンスで囲われた隔離された空間ではなく、**自由に出入りできる**オープンな空間を形成していきます。

○歩行者や自転車等のネットワークの整備

歩行者や自転車等が自由に通行でき、周辺のネットワークと連結した交通路を形成します。

○都市のまちなみに調和した整備

都市の街並みに調和させるよう、各種の修景をはかります。

○まちなみ景観の形成・育成への寄与

地域の個性的な景観の形成や育成に寄与するために、個性的な植栽計画やアメニティ空間としての景観演出、シンボリックな施設の導入をはかります。

○自然の素材の導入

無機的で自然に乏しい施設を改善するため、できる限り自然の素材の導入をはかります。

○生態系への配慮

自然生態系に配慮した空間構成を行います。

○自然とのふれあいの場所の提供

生態系に配慮した空間に加え、周辺住民等が自然観察や散策を行えるふれ合い施設の導入をはかります。



写真 4.2.64 競技場が設置された多目的遊水地
※参考文献 4-2-1 より（横浜・鶴見川多目的遊水地）



写真 4.2.65 集合住宅に隣接し自然環境を創出した
※参考文献 4-2-1 より（埼玉・深作遊水地）

⑥親水施設

親水施設の設計にあたっては、河川および地域の環境を理解した上で、あるべき場所にあるべき姿で、地域住民に親しまれ、周辺と調和する施設を計画することが必要です。景観検討にあたっては、以下の点に留意します。

○河川の魅力を活かす

地域に相応しい河川とのつきあい方を発見し、あるいは創りだしていく上で、河川の魅力に目を向けることは親水施設の計画において最も基本となることであり、その魅力と増進に努めることが肝要です。

○河川・地域環境の現況特性を活かす

河川・地域環境の個性を抽出し、計画・設計に反映します。無理に個性を出そうとしないで、らしくないものをつくらないことが大切です。また、新しい個性を与えるよりは、現在に至る個性を抽出・尊重することが望まれます。

○展開される親水活動のための施設を計画する

その地域で展開される親水活動を踏まえ、その活動をサポートし、活動の幅を広げるような親水施設を導入することが望まれます。

○川のあるべき姿に配慮した親水施設とする

川らしさ・地域らしさを尊重し、分相応なデザインとし、個性は強調せずになじませて、**川の伸びやかなスケールに合わせた景観検討**を心がけます。

○ 望ましい例



写真 4.2.66 水際線に沿った柔らかさを感じる整備
水際線が曲線で、さらに片部が丸い護岸となっており、柔らかさを感じる。

※参考文献 4-2-7 より（広島・太田川）

▲ 改善が望まれる例



写真 4.2.67 幾何学的な高水敷整備
造園的・幾何学的な高水敷整備は、河川らしい景観だろうか。

※参考文献 4-2-1 より

⑦-1 視点場（河川）

河川景観を人がながめる場所として、視点場は重要な役割を果たしています。デザインにあたっては、以下の点に留意します。

○河川景観の特徴を捉えやすい場所におく

特徴的な河川景観を捉えやすい場所におく必要があります。

○視点場と周辺の動線のネットワークをはかる

散策路等の動線のなかにおき、ネットワークを形成します。

○視点場の位置と構成の操作によって様々な演出を行う。

見切り効果（枠どり等）、空間形状（囲まれたシェルター等）、観客自身の活動（食事等）、風雅効果（四季の自然）等の演出を行います。

○「見る－見られる」の関係を作り出す

橋上と河岸、水制工の先端と護岸天端、堤防天端と小段等の組み合わせにより、相互に相手の表情や挙動、しぐさがよく見える位置関係に活動の場や視点場を設けます。



写真 4.2.68 視点場

※参考文献 4-2-3 より（広島・太田川）



写真 4.2.69 橋詰広場

※参考文献 4-2-11 より（広島・鶴見橋）

⑦-2 視点場（ダム）

ダム本体や周辺を眺望する視点場ですが、他の視点から見られる要素になりうるものであり、特にダム下流部に設けられた園地などは、その対象になりやすい。また、展望施設に憩う人々にとっては、展望施設そのものの設えも気になります。

このため、他の視点から**ダム堤体等と一体的に見られること**、**展望施設内部の景観**の両面に配慮する必要があります。

- ・人工的な性格の強い展望施設においては、快適な視点場とするため、施設に都市公園的なデザインを採用する。この際、周辺のダム施設との配色や形状の面での**統一感を考慮**する。
- ・自然的な性格をもつ展望施設においては、自然の季節変化を用いた造園的手法を取り入れる。ただし、植栽により眺望を遮らないようにメンテナンスが重要となる。
- ・統一感のある景観を生み出すうえで障害となる景観対象がある場合などには、**遮蔽植栽を取り入れる**。
- ・可能であれば水際線に近づきやすいようにする。
- ・地場産材の材料を施設に用いる。
- ・見学地・観光地として地域のシンボルを担う場合は、住民参加等による検討を行うことが望まれる。

○ 望ましい例



写真 4.2.70 明るさを感じさせる
快適な視点場とするため、都市公園的なデザインを採用された。
※参考文献 4-2-13 より（佐賀・本部ダム）

▲ 改善が望まれる例



写真 4.2.71 快適に憩う雰囲気に欠ける
舗装のみでは、休憩施設としての機能に欠ける。
※参考文献 4-2-13 より

○ 望ましい例

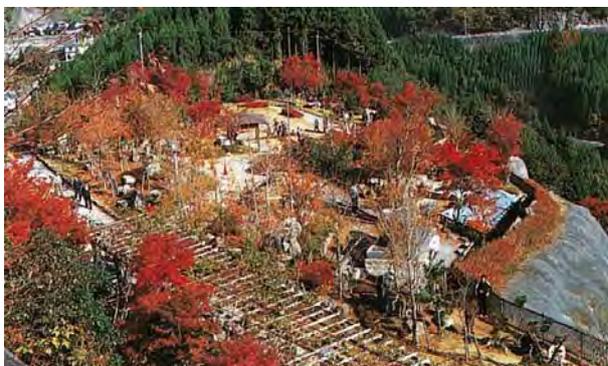


写真 4.2.72 庭園的な整備
紅葉する樹木により、公園として整備されている。
※参考文献 4-2-13 より（大分・耶馬溪ダム）

▲ 改善が望まれる例

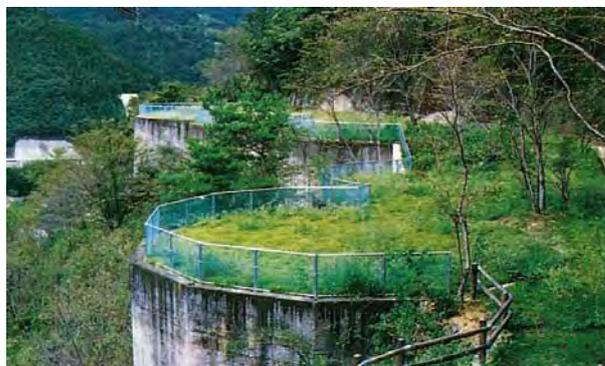


写真 4.2.73 休憩施設がない
展望施設としての諸施設（ベンチ等）がなく快適性に欠ける。
※参考文献 4-2-13 より

⑧ 占用物（河川利用施設等）

できるだけ自然の風合いを持った素材を使用し、他の構造物と調和のとれた、統一感のある色彩を選定することが望ましい。

- ・ 景観の主役である河川を利用した整備にふさわしい施設であることが必要である。
- ・ 施設は脈絡なく配置するのではなく、橋梁や堰などの構造物や植栽の集積などをよりどころとしながら、ある程度集中的に設置することで、拠点的な空間を形成することが望まれます。
- ・ 拠点の中心となる構造物との調和に配慮した、統一感のある色彩とする。
- ・ 占用物の色彩については、占用者との協議により調整を図ることが基本となる



写真 4.2.74 高水敷の環具 ベンチ・縁台
河川景観を損なわない色彩が求められる。
※参考文献 4-2-10 より

⑨ 用水路

景観検討にあたっては、以下の点に留意します。

○ 自然素材の使用

景観阻害の印象を軽減するには、護岸に自然素材（木材・石材）を用いることや、周辺への植栽が必要です。なお、生物多様性の保全にも有効です。【④護岸 参照】

○ 植栽による遮蔽

住民意向や経済性、施工性からコンクリートを使用する場合は、周辺を植栽するなどによって、周辺景観に対する影響を和らげることができます。



写真 4.2.75 石積み護岸
※参考文献 4-2-14 より

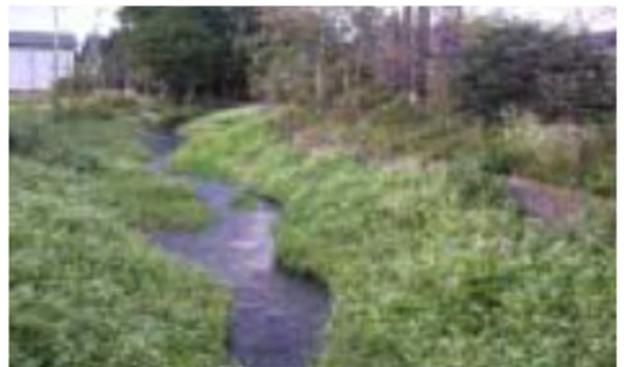


写真 4.2.76 植栽によるコンクリート面の遮蔽
※参考文献 4-2-14 より（栃木・河内町）

4-2-4. 維持管理・活用段階

人は昔から河川空間を様々な利用してきた。人里近くを流れる河川の景観には多かれ少なかれ人の姿があった。また、こうして人が利用することにより、河川空間は適度に整備、維持管理されて、地域の姿に調和した良好な河川景観が保全されてきた。

河川景観を保全し、また、その魅力を向上させるためには、その河川の特長や地域の特性に応じた、適切な河川空間利用を促進することが大切である。

地域活動などによる河川の維持管理が重要です。
動植物が生息できる構造とすることが、景観としても望ましいものとなります。



① 計画・設計段階にて住民などの地域と協働することにより、清掃への協力が得られるなど、維持管理の軽減に繋がります。

写真 4.2.77 河川の維持管理

※写真提供：伊藤和彦氏（福岡・遠賀川）



② 営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能とすることで、施設使用料が得られ、維持管理費の軽減のほか、地域の活性化に繋がります。

写真 4.2.78 河川空間の活用

※参考文献 4-2-17 より（広島・京橋川）

(1) 維持管理における河川景観への配慮

河川管理者は、日常的な維持管理の実施に際して、常に良好な河川景観の保全の視点から、特に以下の点に留意して、その地域や河川景観の特性に応じた適切な維持管理を行うことが大切である。

- ・ 生物の生息・生育場の機能の保全
- ・ 河川管理施設等の弾力的運用による景観の保全・改善
- ・ 河川管理施設等の景観設計と維持管理との整合性

河川の維持管理に際しては、河川整備計画等に定められている河川景観の目標を踏まえ、実施していくことが必要ですが、特に以下の点に留意するものとします。

①生物の生息・生育場の機能の保全

草刈りや樹木の伐採等を行うにあたっては、**生物の生息・生育機能を損なわない**ように留意することが、その川らしい、自然な河川景観を保全することにもつながります。また、在来種の保全とともに、日本的な景観を保全する観点からも外来種対策を行うことが望まれる場合があります。



写真 4. 2. 79 生物の繁殖期に配慮した草刈り
水際のヨシはオオヨシキリ等の繁殖に配慮し7月下旬まで刈り残している。なお、草刈りの実施にあたっては、時期や手法を明記した簡素な草刈り要領図を作成している。
※参考文献 4-2-1 より（千葉・根木名川）

②河川管理施設等の弾力的運用による景観の維持・改善

国土交通省では、平成9年度よりダム下流の**河川環境の保全**を目的とした既設ダムの弾力的管理試験に取り組み、治水や利水の機能に支障を来さない範囲で、維持流量の増量放流やフラッシュ放流を行っています。これはまさに既存施設の有効な運用・管理による河川景観の改善方策のひとつです。



写真 4. 2. 80 放流前 放流後
ダム下流の約10kmの無・減水区間において、流量感のある川らしい景観を再生するため、7～9月の期間に90万m³の容量を活用して、維持流量0.3m³/sの放流試験を行い、効果をあげている。
※参考文献 4-2-1 より（北海道・漁川）

③河川管理施設等の景観設計における整合性

河川に様々な河川管理施設等を設置する際は、当該地先の空間的な特性を踏まえるとともに、一連区間において統一的な思想のもとに設計や維持管理を行うことが必要です。特に色の塗り替え等補修を行う際には、当初の景観形成の思想の継承についても留意する必要があります。

具体的には、例えば以下の点に留意することが大切です。

- ・護岸等において統一的な景観形成（デザイン）方針を継承するに際しては、安易に素材や形状をまねるのではなく、当初の景観形成（デザイン）の思想を十分理解したうえで、その思想を継承することを基本とする。
- ・周辺の状況が当初の景観検討を行った時点とは大きく変化している場合があるので注意する。特に、周辺に重要な景観がある場合、それとの調和に十分留意した設計を検討する。
- ・橋梁等の色を塗り替えるに際しても、当初設計時の設計思想を考慮し、それを踏襲することを基本とする。

※色の塗り替え等の補修時における設計思想の継承

橋梁や、水門・樋門などの河川構造物は、その補修を行うに際して、色の塗り替えをすることが多々あります。その際、当該施設の当初の設計思想や周辺の河川空間との整合性を考えずに、派手な色に塗り替えて、絵を描いたりすると、それまでに醸成されてきた河川景観が損なわれてしまう恐れがあります。

したがって色の塗り替え等に際しても、安易にアンケート等の結果のみをもとに色を決定するのではなく、専門的な知識をもとにした検討結果も考慮し、当初の**設計思想を継承**していくことが大切です。【5章 参照】

○ 望ましい例



写真 4.2.81 当初、景観設計した護岸

当初の景観検討では、石の積み方、水際線への植生の導入、護岸の高さを緩和するために途中に段を設け草を生やす等の工夫がされている。

※参考文献 4-2-1 より（岩手・中津川）

▲ 改善が望まれる例



素材や形状のみを真似た護岸

護岸の表面は似ているが、石が張られたものであること、水際の根固めが露出していること、高さを緩和する工夫がないこと等、当初の景観形成（デザイン）の思想が活かされていない。

④その他の留意事項

その他、維持管理に際しては、以下の点にも留意します。

- ・案内板等各種サインを整備する例が増えていますが、時間とともに破損したり、文字等が見えなくなったりしているものも多くみられます。こうした破損したサイン等は、用をなさないだけではなく、景観を阻害し、河川空間に対する印象を悪いものとしがちです。このため、日常の点検の中では、こうした破損したサイン等にも注意し、**速やかに補修**する等の対策を行うことが必要です。

▲ 改善が望まれる例



写真 4.2.82 放置された看板

落書きされたり破損したりして見えにくくなった看板は、速やかな補修が必要である。

※参考文献 4-2-1 より

- ・河川改修時に発生する石材は、昔からの石積護岸の補修用として活用することができるので、それらを**適切にストック**する仕組みをつくるのが大切です。その際には、例えば、市町村や他行政部局と連携し、道路の高架下等の空き地を活用することが考えられます。



写真 4.2.83 石材のストック

（南アルプス市・五明川）



写真 4.2.84 風土的工法の人材育成

※参考文献 4-2-1 より（高知）

河川は、支流ごとに風土的な石材が異なり、固有の工法がある。まずは、その石材にあった工法の記録や情報化が急がれる。またこうした工法は、一方で高度な技術を要するものであるが、他方で市民参加で石積みを行うことが可能なものも少なくない。専門技術者の育成だけでなく、市民技術としての人材育成が必要である。

(2) 景観に配慮した河川敷地の占用の許可等の基本的な考え方

河川敷地の占用の許可等に際しては、河川整備計画で定めた河川景観の目標像等をもとに、許可を行うに際しての基本的な考え方をあらかじめ定め、チェックリスト等を用いた確認のための体制を整えておくことが望ましい。

河川敷地の占用の許可等に際しては、4-2-2 で整理したその河川景観の良いところを阻害していないか、河川景観の目標と矛盾していないか等のチェックを行うことが望まれます。

そのためには、あらかじめ各河川において、**許可等における基本的な考え方**、チェック体制、チェックリスト等を検討しておく必要があります。

チェック項目としては、例えば以下の点が考えられます。

○橋梁

- ・ 周辺景観になじむようにする。
- ・ 河川改修に伴いいくつかの橋梁を掛け替える場合には、統一感のないバラバラのデザインの橋梁にならないようにする。
- ・ 橋詰め広場や小公園の設置等により、兩岸の結節点としての機能に着目したデザインとする。

▲ 改善が望まれる例



写真 4.2.85
橋梁の上のやぐらが、まちのシンボルへの視軸線を阻害している。
※参考文献 4-2-1 より

○縦断占用する道路

- ・ **主な視点場からの圧迫感を緩和**する。

○兼用工作物の天端道路

- ・ 河川と接する部分のガードレールや照明等のデザインにも留意する。
- ・ 河川側に緑地や樹木を設ける。
- ・ 堤内地と河川との間の安全で快適なアクセスに配慮する。

【整備前】



写真 4.2.86 兼用道路のガードレールが目立つ河川
※参考文献 4-2-7 より（埼玉・綾瀬川）

【整備後】



親水空間の設置と透過性のある防護柵への変更

○ 望ましい例



写真 4.2.87 大規模な上屋を造らず目立たない取水堰
※参考文献 4-2-1 より

○ 望ましい例



写真 4.2.88 河川寄りに、人が快適に歩ける緑道を設けている
※参考文献 4-2-1 より

○高水敷利用

- ・ その河川景観の情調にあったものとする。例えば、自然的な景観を有するところでは、人工的な利用施設は整備しない。
- ・ 高水敷等への植栽に関しては、極力外来種を導入させないようにする。

○利水施設

- ・ 周辺景観になじむようにする。
- ・ 自然的な景観の中で人工構造物が目立たないように、施設の規模や形状に配慮し、控えめなデザインとする。

(3) 地域活動による河川景観の保全

河川景観の保全に際しては、河川愛護活動や河川美化活動等、市民の力が大きな役割を果たしている。そして、このような活動を通じて、市民の河川に対する関心や愛着が高まり、ゴミの投棄の防止等河川空間の愛護意識が向上する。

また、ヨシ原の管理等、地域の共有財産としての河川空間における人々の営みそのものが河川景観を保全している場合もある。

市民の地域活動による河川の維持管理を促進し、河川景観を保全していくことが大切であり、そのためには、市民の意識を向上していくための環境教育等の取り組みが重要である。

国土交通省では、毎年7月を河川愛護月間と定め、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とした運動を展開しています。



写真 4.2.89 河川の草刈り活動
※参考文献 4-2-15 より（甲府市・荒川）

昭和 63 年度からは、堤防の草刈り等のボランティア活動等を行う市民に対して、河川敷を整備のうえ植栽や花壇としての利用に開放する等、河川愛護団体と地元市町村、そして河川管理者の三者がそれぞれの役割を分担・連携して、市民とともに河川の良い維持と潤いのある水辺空間の形成をはかるための「ラブリバー制度」を創設する等、河川美化・愛護運動の面から市民との様々な連携活動が行われています。

また、近年は、地域住民の市民活動への参加意欲の高まりや、個性豊かな地域づくりの機運の高まり等を受けて、全国各地の河川においても、環境保全活動、学校教育を含めた学習活動、河川を活かしたまちづくり活動等、様々な分野において多くの市民団体等が活動を行うようになってきました。

美しい河川景観や安全で快適な河川空間を保全するためには、地域住民等による普段からの河川への高い関心や愛着が不可欠であることから、河川の維持管理にあたっては、このような**地域や市民の力を活用し**、河川管理者と市町村や市民、企業等が適正な役割分担を行って実施することが大切です。

一方、ヨシ原等のような地域の共有財産を**地域住民が共同で維持管理**することによって特徴ある地域の景観が継承されている例もあります。ヨシを地域特産品として活用しつつ、ヨシ焼き等の維持管理を地域の風物詩として継承することによって、地域の環境や景観が守られてきています。かつては全国各地に普通に見られた里地・里山が地域の経済活動の枠組みから外れる中で失われていったように、河川におけるこうした人々の営みも消えつつありましたが、近年、このような活動が見直されてきていることから、河川景観の保全のための仕組みとして、積極的に位置づけていくことも必要です。



写真 4.2.90 アダプト・プログラム

※参考文献 4-2-1 より

地域住民が河川の清掃、除草、花壇整備等を行い、河川管理者や地方公共団体がその支援を行う、市民と行政との協働プロジェクトである。

下館河川事務所では平成 14 年に「アダプト・プログラム鬼怒・小貝」を創設した。市民が河川のごみ清掃、草取り、桜並木の手入れ等を行い、地方公共団体および河川管理者が、清掃工場へのごみの収集運搬、清掃用具等の貸付、アダプトサインの設置等を行うといった役割分担がなされている。



写真 4.2.91 ヨシ焼き

※参考文献 4-2-1 より（利根川・渡良瀬遊水地）

阿蘇山や奈良・若草山の山焼き、河川のヨシ焼き等、地域の環境を保全するための維持管理が、地域の風物詩になっている事例は多い。本州最大級のヨシ原をもつ渡良瀬遊水地では、ヨシに寄生する害虫の駆除、野火による周辺家屋への延焼防止、貴重な湿地環境の保全を目的として、地域や市民団体等と協働し、毎年、ヨシ焼きが行われている。

3 月下旬に行われるヨシ焼きには多くのアマチュアカメラマンも集まり、春を告げる風物詩となっている。

(4) 河川敷利用に関する「規制緩和」

① 包括占用区域

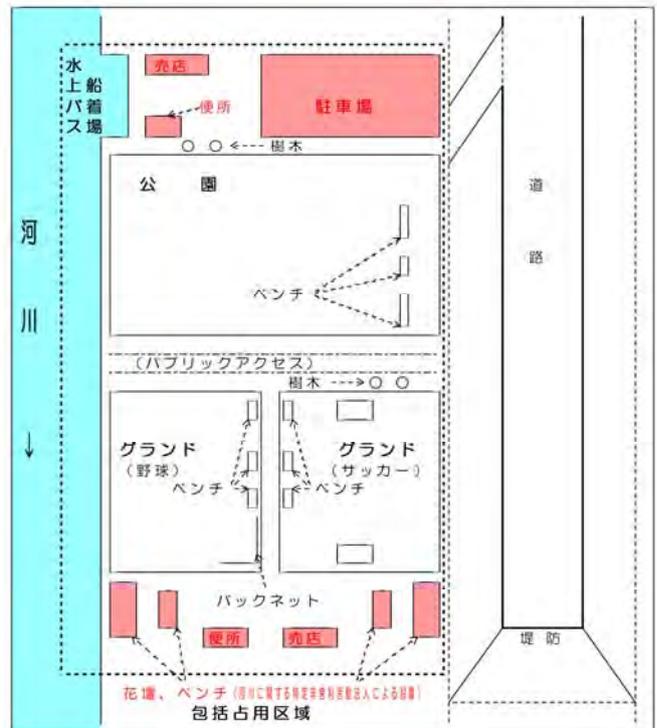
「河川敷地占用許可準則」(平成11年8月)では、河川環境・景観に配慮しつつ、河川敷地の利用方法を地域の多様な要請に応えるものとするため、まちづくりの中心的主体である市町村が、占用許可を受けたあとに、河川敷地の具体的利用方法について、地元住民の意見を聞きながら段階的に決定できる制度として、「包括的占用許可」の制度が創設されています。

その後の改正(平成17年3月)では、この包括占用の特例の適用を促進するため、包括占用許可の対象の拡大、占用施設と一体をなす工作物として認められている駐車場や売店について、治水、利水、河川環境上支障のない範囲での自由な配置等、同制度の改善がはかられています。



図 4.2.29 「包括占用の特例」の概要

※参考文献 4-2-16 より



- 包括占用の目的に適合する駐車場、売店について、包括占用区域内の適正な箇所に設置できる。特に、駐車場は、1箇所に集約することができるため、敷地の有効利用が図られる。
- 河川美化などを目的に活動する河川に関する特定非営利活動法人は、ベンチ等の設置等を目的とする場合に限って、包括占用区域を使用することができる。

図 4.2.30 包括占用イメージ図

※参考文献 4-2-16 より

②都市・地域再生等利用区域

「河川敷地占用許可準則」の平成23年改正により、「都市・地域再生等利用区域」に指定することによって、河川敷などで営業活動などを許可されています。これは、従来、河川敷地の占用について、社会実験として一部の河川について営業活動を行う事業者等の利用を可能としてきましたが、国土交通省成長戦略（平成22年5月）をふまえ、全国において河川空間を利用し、都市及び地域の再生等に資するため、営業活動を行う事業者等による河川敷地の占用を可能とするための改正です。

用語解説

河川敷地占用許可準則の一部改正：占用の特例の仕組（平成23年4月）

「都市・地域再生等利用区域」の指定

- 治水上、利水上の支障等を生じることがない区域であること
- 地域住民への周知、意見提出の機会の確保

※「河川敷地の利用調整に関する協議会等」の活用（河川管理者、地公体等で構成）地元市町村の同意等の手法も可

「都市・地域再生等占用方針」の策定

①占用許可を受けられることができる施設名の定め

- ・広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留・上下架施設
- ・（上記施設と一体をなす）飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場、自動販売機等
- ・日よけ、突出看板、川床（堤内側のビル、家屋等から突出した建築物の一部と想定）
- ・船上食事施設（船舶を係留施設に係留し営業、出水時には移動されるもの）
- ・その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

②許可方針の定め

施設共通又は施設ごとの特性等を踏まえた占用の許可を可能とする要件、付すべき許可条件等の考え方

「都市・地域再生等占用主体」の決定

＜占用許可を受けられることができる者＞

○従来の占用主体（公的占有者）

- ・営業活動を行う事業者等（NPO、権利能力なき社団含む）を施設使用者として選定し、使用契約を締結して占有施設を使用させることができる。
- ・当該事業者が施設を設置して使用する場合も想定
- ・施設使用者から施設利用料を得る場合の条件

（* 周辺施設を含む占有施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に用いること

* 施設利用料の徴収、活用状況を年一回以上報告すること）

○「河川敷地の利用調整に関する協議会等」において適切と認められた営業活動を行う事業者等

- ・地元市町村の同意等地域の合意が確認できる手法でも可

○営業活動を行う事業者等

- ・河川管理者が自ら利用調整を行い、適正な管理を担保

※参考文献 4-2-16 より

事例紹介

水辺のオープンカフェ（広島・京橋川）

平成17年より、水辺と市街地が直接面している特徴を活かした水辺のオープンカフェの営業が行われています。これは河川敷地占用許可準則に関する特例措置適用区域の指定にもとづく社会実験として、河川周辺の事業者が所有地と地先の河岸緑地を一体的に利用して営業する地先利用型と、一般公募により選定された事業者が河岸緑地の定められた区画に**店舗を常設する独立店舗型**の2つの方式で実施されています。独立店舗型は全国初の試みでもあります。

※参考文献 4-2-1 より

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○地先利用型オープンカフェ 川沿いの民有地においてカフェ等を営む民間事業者が、各店舗に隣接する地先の河岸緑地を利用して、一体的なオープンカフェを実施。 ○独立店舗型オープンカフェ 河川空間（河岸緑地）に民間事業者が営業する飲食店舗を常設。
河川管理者	広島県知事
区域名称	水辺のオープンカフェ
河川名	京橋川
指定範囲	右岸：栄橋～東広島橋、左岸：だいおくの鼻～東広島橋
指定日	H23.4.12
占用者	水の都ひろしま推進協議会
占用施設	広場及び広場と一体をなすオープンカフェ等
合意方法	水の都ひろしま推進協議会
許可期間	10年
関連URL	広島県HP https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/1300931504453.html

図 4.2.31 整備概要

※参考文献 4-2-17 より



写真 4.2.92 整備前

※参考文献 4-2-17 より



整備後

事例紹介

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定（富士河口湖町・精進湖）

山梨県では、占用主体を富士河口湖町長として、以下の占用方針のもと都市・地域再生等利用区域に指定されています。

① 占用の許可を受けることができる施設

- ・ 船舶係留施設
- ・ キャンプ場
- ・ 上記施設と一体をなす準則第二十二第3項第六号に掲げる施設
- ・ その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす準則第二十二第3項第六号に掲げる施設を含む。）

② 許可方針

占用の許可を受けることができる施設は、都市・地域再生等利用区域及びその周辺の河川環境に配慮したものであること。



写真 4. 2. 93



図 4. 2. 32 整備概要

（5）レクリエーションと観光

○郷土景観

田園地域を流れる河川や、人々の生活の中で息づいている河川は、ほっとする風景を構成します。渡し船、野菜の洗い場、子供の遊び場等も郷土景観に奥行きを与える重要な地域の資源です。



写真 4. 2. 94 伝統的な漁法
※参考文献 4-2-1 より（高知・四万十川）

○都市観光

都市の河川は、公園、遊歩道等と一体となって**市民の憩いの場**を提供しています。運河、堀割、水路等の水質浄化し、良いデザインの護岸を整備することにより、優れた観光資源となっている事例が各地に見られます。

橋梁や閘門、水門等の近代的土木遺産となっている構造物も、都市河川の魅力を再発見する資源です。



写真 4. 2. 95 観光資源となったサクラ並木
※写真提供：笛吹市（笛吹市・近津用水）

○水面活動

河川の水面は、鵜飼い、観光川下り、やな等の観光活動の他、釣りや水浴、カヌー、ラフティング等多様なレクリエーションの場として活用されています。



写真 4. 2. 96 ラフティングの急流下り
※参考文献 4-2-5 より（身延町・富士川）

○河畔活動

河川敷や堤防は、日常のジョギングやサイクリングの場として、各種水上レクリエーションの活動拠点として、またオートキャンプ場等の利用の場として幅広く活用されています。



写真 4. 2. 97 河川敷のディキャンプ
※写真提供：道志村（道志村・道志川）

○祭り・イベント

河川敷の広大な空間は花火大会や各種スポーツ等様々なイベント等の会場として利用されます。また、伝統的な祭事等では河川が神聖な場として利用されることがあります。



写真 4. 2. 98 祭り
※参考文献 4-2-16 より（市川大門町・富士川）

○学習

河川は、自然、治山治水、生態系、環境、歴史、農漁業、近代遺産等多様な学習素材を提供してくれます。自然学習、社会学習のほかエコツーリズムの場としても重要性を増しています。



写真 4. 2. 99 エコツアー
※参考文献 4-2-15 より（富士河口湖町・河口湖畔のエコツーリズム）



写真 4. 2. 100

